

第三十八回 参議院文教委員會會議錄第十七号

(二七三)

昭和三十六年四月六日(木曜日)

午前十時四十九分開会

委員の異動

四月四日委員小幡治和君辭任につき、その補欠として石原幹市郎君を議長に就任した。
四月五日委員石原幹市郎君辭任につき、その補欠として大谷藤之助君を議長に就任した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 北畠 教真君
野本 品吉君
豊瀬 慎一君

委員

安部 清美君
井川 伊平君
下條 康磨君
杉浦 武雄君
千葉千代世君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

政府委員

法務省人権擁護局長 鈴木 才藏君
大蔵政務次官 田中 茂穂君
文部政務次官 續 弥三君
文部省初等中等教育局長 内藤三郎君
文化財保護委員會事務局長 清水 康平君

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

説明員

大蔵省主計局主計官 佐々木達夫君
文部省初等中等教育局地方課長 今村 武俊君
文部省大学学術局学生課長 西田亀久夫君
文部省社会教育局社会教育課長 赤石 清悦君
林野庁林政部長 高尾 文知君
参考人 日本育英会会長 田中 義男君

本日の會議に付した案件

○日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○教育、文化及び學術に関する調査(当面の文教政策に関する件)

○委員長(平林剛君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

まず、委員の異動につき御報告いたします。

去る四月四日、小幡治和君が委員を辭任され、その補欠として石原幹市郎君が選任されました。

また昨四月五日、石原幹市郎君が委員を辭任され、その補欠として大谷藤之助君が選任されました。

以上であります。

開会前の理事會におきまして協議いたしました結果、本日はまず、当面の文教政策について調査を進め、次いで日本育英会法の一部を改正する法律案を議題とし審議をいたすことに決定を見ました。

以上、理事會決定通り審議いたして参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さう進めて参ります。

それでは、当面の文教政策に関する調査を議題といたします。

質疑の通告がございますので、発言を許します。北畠教真君。

○北畠教真君 昨午、文教委員會の調査によりまして、いろいろ問題になりましたトキの問題について若干質問をいたしたいと思つて、昨年十一月三十日の委員會におきまして、保安林整備臨時措置法によつて、トキの生息地を保安林にしてこれを国で買い上げるといふ答弁が農林省の大野指導部長からあったわけでございますが、そのとき、私から、なるべくすみやかに措置をされないと、トキの数が非常に少なくなつてしまふので、絶滅のおそれがある。ついでにはこの通常国会中に、いまだ一度、文部、農林、両省から具体的な措置の方法について報告を願いたいといふことを申し上げておきましたが、その後この問題がいかに取り扱われできたか、一つ報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(清水康平君) 昨午当文教委員會が、國勢調査の一環といたしまして、トキの保護対策につきまして御報告があり、その際、私どもも御懇話御叱正賜りまして、まことに感謝深いものがあつて、お礼を申し上げる次第であります。その後、農林当局とも折衝をいたして参つたのでございます。

申し上げるまでもなく、何と申しましたもトキの営巣地を確保することが急務中の急務でございますので、農林当局との折衝の結果、農林省当局の深い理解と積極的な御協力によりまして、相当のところまでメドがついたのでございまして。詳しいことは農林当局からお話があるかと思つて、大体のところを申し上げますと、トキの生息地帯、約三百町歩というものを買い入れたらという御方針がございましたのでございまして。その前に、農林省といたしまして、現地調査をいたされたのであります。しかし、これをもし買い入れる、買うにいたしましたとしてもこの土地の測量でありますとか、あるいはそれぞれ立木をはかるとか、いろいろの問題があるわけでございまして、実は本年のこの四月の中ごろまでは、その評価ができるだらうと思つておつたのでございまして、本年は特に雪が深いために、私も承つたところによりまして、現地の財務局あるいは新潟大学に調査を依頼したのであります。四月一ぱいのうちは雪のためにとても困難だ。雪が解けた次第、できるだけ早い機会に評価をして

もらつて、それによつて買い取りの折衝をするやに承つておるのでございします。

○北畠教真君 農林省のこれに対する具体的な考え方並びに方向を一つお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(高尾文知君) それでは、ただいま保護委員會の事務局局長の方から一応のお話があったわけでございまして、農林省、特に林野庁といたしまして、どういふ工合に事務的に進めて参つたかといふことを御参考までにごくかいつまんで御報告申し上げます。

まず、ただいま局長の話にもありましたように、いわゆる本調査に入ります前に、事前に予備調査というものをいたす必要があるわけでございまして、トキの森林の買い上げにつきましては、そういうふうな規定されておるわけでございまして。従いまして、ただいまお話のありましたトキの森林を購入いたしますについては、予備調査といふことを第一にいたし、そのために昨年の十二月十二日から十二月十六日の三日間調査員を派遣いたしましたのであります。これには林野庁から購入係、猟政係のおの一名ずつ、合計二名でございまして。それから直接現場を管轄いたしております前橋営林局から庶務課の担当者一人、それからなお現地におきまして第一線において直接関係のございします村松営林署の署の管理

官、これは所長の次席に相当いたしますが、これと担当員一名、合わせて二名派遣いたしまして、合計林野庁関係五名をもって予備調査に着手したわけでありまして、予備調査の結果の報告等につきましては、まず買い上げ対象地概況調査、それからいかなる区域かという区域の問題、それから土地の所有関係、それからいよいよ森林地積を含みますところの林況調査、それから地況、こういうものを調査いたしまして、本調査の計画を立てることに相なったわけでございます。その予備調査の結果を申し上げますと、まず第一に買い上げ見込みの面積でございますが、これはあそこは禁猟区になっておりまして、その村有林といたしまして約二百五十九町歩、それから同じく所有林ではありますが、官行造林地、トキの村の所有地を国が直接経費をもって造林いたしますところ、いわゆる官行造林地というものが約六十九町歩ございまして、合わせて約三百二十八町歩程度が買い上げ見込みの対象面積に相なっております、こういうことに相なったわけでございます。

それからもう一つ、これは非常に林野関係で専門的なことでございますが、その買い上げのいわゆる林相でございますが、林相というものを調べて見ましたところ、いわゆる立木地のあるところが、村有林約五十町歩、それから官行造林地をいたしておりますところが約六十九町歩になっておりまして、官行造林の方は植えてから大体五、六年を経過いたしております、こういう状況でございます。従いまして林野庁といたしましては、ただいまそこに文化保護財が生息をしておるといふよ

うなこともございまして、従前林野庁としてトキの保護対策といひますか、これに関連いたした措置として、いわゆるトキの生息地に対しまして禁猟区を設定いたしておいたわけでございますが、その禁猟区の設定しておりますところが約六千六百二十ヘクタールあるわけでございます。そのうちから今の該当地区を購入いたす、こういうことに相なっております。従いまして林野庁として購入いたしますのにはあくまで国有林として経営をしていく、あるいは国土の保安上これを購入して国が維持管理していくのが適当である、そういう意味合いで買うのでございます。それがたまたま文化保護財ともあわせて明らかに御了解にかなう、そういうふうな御了解に非常に事務当局としてありたいわけでございます。従いまして、今後の調査計画は先ほども局長からお話ございましたように、現地には非常に雪が多いので、こちらとしては四月一ぱい五月早々にやりたいわけでございますが、さような状況で若干おくれしております。従いまして林野庁といたしましては、一番大きな問題になりますのは、林業経営の技術の問題でございますが、土地の評価の問題でございます。この点につきましては、先ほどお話しございました通りに、三月の二十三日付で関東財務局、それから新潟大学の農学部長、それから一つが不動産研究所の新潟支所、この三者にいわゆる第三者評価をお願いしておりますわけでございます。従いまして、この調査の内容といたしましては、いろいろこまかいことがあるわけでございますが、ただいまのところはそういうところ

ろまで相なっております。従いまして、この土地評価の結果が判明いたしますれば、それに基づいてさらに現地において調査をいたしまして、境界の確認とかその他いろいろこまかいことをやるわけでございます。たとえば木につきましては、一々毎木調査ということもやるわけでございます。それによりまして大蔵当局と相談をいたしまして具体的なことがきまってくる、大体こういうふうなことになると思います。

○北畠教真君 林野庁の熱意ある調査に対して敬意を表しますが、ただいま出ておりました千五百町歩ですか、千五百ヘクタールですか、どちらか知りませんが、禁猟区が設定してあると、禁猟区とこのたび買い上げていただく三百二十八町歩ですか、これとの関係です、どういふ関係になりますか、ちょっと御説明願います。

から三十七年の十二月三十一日までということにいずれも相なっておりますわけでございます。それでただいま約三百二十八町歩の購入というのを申し上げましたのは、この六千六百二十ヘクタールの中で一番トキの生存上必要なところという結果を来しますと同時に、国有林といたしまして、林業経営なり、あるいは国土の保安上必要な箇所、こういう意味合いで購入いたす、こういう意味でございます。

○北畠教真君 ただいま六千六百二十ヘクタールの禁猟区があつて、その中で三百町歩をこの際国有林にし、国土の保安上、始終国家においてまかなつていくが、これがひいてはトキの保護に非常に役に立つという御答弁ですが、三百町あればトキの保護に万全を期し得るかということなんです、この点非常に専門的なことになります、文化財保護委員会当局のお考えを伺います。

が、この大蔵当局との折衝において必ず、価格にはいろいろありましようけれども、三百町歩の営業地を確保することができると算が考えられるかどうかですね、大蔵当局のお考えが聞きたいのですけれども、林野庁との関係上始終御交渉になっておると思いますが、お気持はどのように……。

○説明員(高尾文知君) ただいまの御質問でございますが、予算上は、これは先般の指導部長が参りまして御説明したとき、保安林整備臨時措置法云々というところで御説明申し上げました、今般これの根拠といたしましてが、国有林野整備臨時措置法というのがございまして、これによって購入をいたすわけでございます。予算といたしましては、すでにこれは引き続き前からあるわけでございますが、国有林野事業特別会計の中に土地、森林購入費というものがあるわけでございまして、非常に専門的であり、また相手が生きものであるわけで、その点はむずかしいのでございまして、ただいまの三百町歩というのは、主としてこの営業地でございます。これが一番大切でありまして、鳥は遊ぶところよりもどこに巣を作るかというところ、これは今三百町歩のところに入っておりますが、三百町歩のこの営業地が確保されればよろしいのではないかと思つてございまして、特別の事由がない限りはほかに飛んで去るということはないのじゃないか。

○北畠教真君 先ほど林野庁の係の方からお話がありましたが、いろいろ工作をしていただいて、最後には大蔵当局との折衝が必要になって参ります

○説明員(高尾文知君) ただいま私の説明がいささか不十分でございましたので、ただいまの御質疑出たかと思ひますが、生息地、この佐渡の地区に対しまして三カ所設定してございまして、まず第一は、トキが休息をいたすいわゆる休息地、あるいはえさをとる場所といたしまして三千五十ヘクタールと千七百ヘクタール、これは個所が違ひますので、その二カ所禁猟区が設定してあるわけでございます。それからいよいよ営業地といたしまして千八百七十ヘクタール、これが設定してございまして、合わせて六千六百二十ヘクタール、約六千六百二十町歩と御承知願えればよいと思ひますが、存続の期間は昭和三十一年の一月一日

○政府委員(清水康平君) 非常に専門的であり、また相手が生きものであるわけで、その点はむずかしいのでございまして、ただいまの三百町歩というのは、主としてこの営業地でございます。これが一番大切でありまして、鳥は遊ぶところよりもどこに巣を作るかというところ、これは今三百町歩のところに入っておりますが、三百町歩のこの営業地が確保されればよろしいのではないかと思つてございまして、特別の事由がない限りはほかに飛んで去るということはないのじゃないか。

○北畠教真君 先ほど林野庁の係の方からお話がありましたが、いろいろ工作をしていただいて、最後には大蔵当局との折衝が必要になって参ります

○説明員(高尾文知君) ただいまの御質問でございますが、予算上は、これは先般の指導部長が参りまして御説明したとき、保安林整備臨時措置法云々というところで御説明申し上げました、今般これの根拠といたしましてが、国有林野整備臨時措置法というのがございまして、これによって購入をいたすわけでございます。予算といたしましては、すでにこれは引き続き前からあるわけでございますが、国有林野事業特別会計の中に土地、森林購入費というものがあるわけでございまして、非常に専門的であり、また相手が生きものであるわけで、その点はむずかしいのでございまして、ただいまの三百町歩というのは、主としてこの営業地でございます。これが一番大切でありまして、鳥は遊ぶところよりもどこに巣を作るかというところ、これは今三百町歩のところに入っておりますが、三百町歩のこの営業地が確保されればよろしいのではないかと思つてございまして、特別の事由がない限りはほかに飛んで去るということはないのじゃないか。

○北畠教真君 先ほど林野庁の係の方からお話がありましたが、いろいろ工作をしていただいて、最後には大蔵当局との折衝が必要になって参ります

○北畠教真君 大体、大蔵当局も経費については了解済みだといふふうに受

○説明員（高尾文知君）

○北畠教真君 御案内

○政府委員（清水康平君）

第六部 文教委員会會議錄第十七号

○北畠教真君　ただ、

殺したというようにな

昭和三十六年四月六日【参議院】

国際保護鳥であるトキを守るのは日本

それで等閑視されるというようなこと

結果も最後に聞きたいと思っております。

○國務大臣(荒木萬壽夫君)
トキの間

○北畠教真君 事務局長に対する質問

ものがあって、厳守しておったようにで

○北畠教真君　今、事務局長のお話

なお、林野庁当局にもう一言最後に

—

委員会にあらためて長官から、あるいは担当部長から報告いたしたい、こういうふうな思ひをしております。

○北島教真君 大体トキの問題についての質疑応答で、トキ保護の問題、特別に国際的な文化責任という、日本の立場にあるトキの問題については、今後十分なる保護面においても手はずを整えていただきまして、先ほど来お話ししましたように、若い人たちがトキを守ろうという運動を起こして、特に全国から十万余の金を集めて、えさをやりに行くのだというふうな実心にあたまを新聞記事を見て、いよいよわれわれといたしましては、十分こういう問題について関心を持つとともに、こういうものをきつかけにいたしまして、世の中のとげとげしい空気を解消したいという気持を持っておる一人でありまして、今後十分トキの保護の問題についてはできるだけの手を講じていただくようお願いをいたしまして、私の質問を打ち切ろうと思ひます。

○豊瀬禎一君 関連質問。ただいま北島委員の方からいろいろ質問されましたが、御承知のように、このトキの保護の問題につきましては、昨午文教委員会としての正式調査の際に委員会に報告した事項です。従って、ただいまの二、三の人の答弁で大体の全貌がわかりましたけれども、あの委員会報告に対して、私は大臣に次のような要望をし、大臣の決意を伺っておったことを思い出すが、少なくとも文教委員会が正式に調査を行ない、しかも与野党一致してこのことは文教政策として実現すべきであるという報告した事項の重要な問題については、大臣

として次年度予算の中には責任を持ってこれを実現するように努力してもらいたい、こういう要望を付した際に、大臣も十分尊重して、個々の問題についてはまだ未検討であるけれども、趣旨に沿って努力したいと、こういう決意表明があったはずですが、まず第一にお尋ねしたいのは、大臣にトキの問題に対して大臣としてどういう解決策に対して努力されてきたか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 実際のところ、文部大臣という立場におきましては、具体的にみずから措置したことはいきません。それはいいかげんにするといふ意味でなくて、その具体的な措置につきましては、あげて文化財保護委員会において措置される建前でもございますから、当然委員会の御意向を尊重しつつ保護委員会が行動しておったものというところに信頼をいたしておたような次第であります。

○豊瀬禎一君 委員会の責任、権限というものを重視された措置としては一応了解しますが、少なくとも委員会がどういう対策を講じつつあるかという点については、あの際の大臣答弁からすると、当然事前に実情を聴取されて、必要な意見なり方針なりを指示すべきであつたと思うのですが、それも大臣として委員会にまかせて関与しなかつたということですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その通りでございます。

ただしたことがあるのですが、また福岡城址においても同様政府の機関においてこれを監視していくという措置がとられて、指定されておった地域の一部改変が行なわれたことも指摘いたしました。また、先ほどの永仁のつば事件に關しても、いきさつはどうであらうとも、文化財保護委員会の何らかの失態の責任は世論の追及するところでありました。また最近におきましては、日光事件、これら一連の文化財保護に對する何と申しますか、失策が相次いで起こつておる。このことはいろいろなところに原因があると思ひます。現地のこれに対する責任の希薄とか、あるいは不可抗力とかいろいろの問題があると思ひますけれども、やはり文化財保護委員会にまかせるといふのが、文部大臣そのものが文化財を保護し、そうして具体的にこの委員会として大臣に報告し善処方を要望した事項についても努力されてない、こういう事実が国の文化財保護政策の中にいろいろな事件というが、失策を生んでおる問題だと思ふのですが、機動的には文化財保護委員会の責任に移行されておつても、今後大臣としては今問題になりましたトキの問題を初め、文化財保護全般の問題について一そうの誠意をもつて努力されるべきであると思ふのですが、御見解はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の通りの心がまえで臨むべきものと存じます。ただ、実際問題といたしましては、文部大臣の立場において、文化財保護委員会の運営指図等に直接の指示をいたしたまはり、関与したりするといふ立場にございせんので、気持はありましてなかなか制度上の制約が

ら、現実の問題としてはやりかねるわけでございますが、しかし、文化財保護委員会のつとをやっておりますことを観察しながら、将来に向かつて万遺漏なきを期するような要望をする立場は持つておるわけでございますから、そういう角度からこの上とも努力をいたしたいと思ひます。

○豊瀬禎一君 ただいま幾つかの例示をいたしました件並びに文化財保護政策の全般に對しましては、他日ただすことにはいたしまして、トキの問題について續いて質問を續けていきたいと思いますのですが、先ほどの北島委員の質問に對する清水事務局長の答弁の中に、なるほど御指摘のように営巣地を保護する、これは最小限度必要だと思ふのです。しかし、単に営巣地という一定の区画だけでなくして、これは空は飛んでおる際には、営巣地よりも外に飛び出して行つたり、また実際にえをあたつたりする際も、現地の私どもの調査では、その地域外に出て行つたり、あるいはその指定されておる地域にえさが少なくなつたりする関係で、ほかのところに出て行くわけですね。かりに営巣地が完全に保護されておつても、その周辺に騒音地帯があつたり工場ができたりますと、トキはその性向として、これをきらって、勢い成長が阻害されるという現象が出てくるわけですね。森林を買収するといふ金は、二兆円に近い国家予算の中で非常に農林省関係が努力されていただいておりますけれども、営巣地帯とその周辺に對して買上げるとは言ひまへせんけれども、何らかのもつと別な保護政策といたしまして、営巣地より以上に拡大

した地域に對しての保護といったものがなければ、トキの保護としては万全ではないのじゃないかという気がするのですが、トキについて専門的な知識は持ちませんけれども、現地で調査しました当時の土地の人の意見を聞いてみますと、そういう把握をするのですが、局長としてはどういふお考えですか。

○政府委員(清水康平君) 今、豊瀬委員のおっしゃったことは、私も全くその思ひます。しかし、大体鳥の問題は、大きく分けまして営巣地とそれから生息地といふことが、これは渾然一体となつておつて、厳格には区別できないやうでございまして、大体営巣地、生息地、それからえさ場といふやうなものが、三つ非常に必要のやうでございまして、それで、その中で何と申しましても営巣地が一番大切で、営巣地を中心にしてえを採し、それから生息するといふ傾向が多いやうでございまして、それで、文化財保護委員会の専門審議会の間でも、何といたしましてもこれは営巣地のほかに全部がそうなれば一番いいんでございまして、御承知のごとく五千ヘクタールという禁猟区がございまして、それから営巣地が三百町歩以上になつておりますので、まずこまでいったといふことは、農林当局の特別の理解と御協力の結果である、まずこれくらい営巣地があり周囲が禁猟区ならいいのじゃないかといふ私どもの考えでございまして、しかし、将来生息地もえさ場も国の保有地になればそれに越したことはありませんが、なおそれは検討いたしたいと思ひます。

○豊瀬一君 最初にちょっとおくれ
て来ましたが、答弁があったかと思
います。営業地の三百町歩、それか
らさらに生息地、えさ場まで確保す
るとどの程度の広さが必要なんしょ
うか。

○政府委員(清水康平君) 大体あの辺
は、今禁猟区になっております五千
ヘクタール、これが一番中心じゃな
いかと考えております。

○豊瀬一君 この地域の確保された
ことについてはけっこうなことだ
が、今局長も言われた、たとえばあ
の環境の中で、あの地域は大体えさ
場であるというのわかってるんです
が、そういう地域に対して一定の、た
とえばドジョウとか——トキがドジョ
ウを好むかどうか知りませんが、トキ
の好むようなものを飼育していくと
か、あるいはその飼育料を適当にあそ
この教育委員会等の保護機関に對し
て補助していくとか、こういった措置も
今回考えておられませんか。

○政府委員(清水康平君) 三十五年
度におきましては、えさ料といたしま
して十万円、そのうち半額の五万円を補
助いたしております。三十六年度にお
きましては、佐渡において全体の費用
として二十万円、国でその十万円を補
助する予定になっております。これは
管理団体が新潟県になっております、
それによって補助いたします。それで
ドジョウでありますとか、タニシとか
いうものを与えてやるということでご
ざいます。

○豊瀬一君 北島委員の指摘された
ように、土地の青少年等がえさ代を出
し合って保護したり、そういうことを
しています。大体たたいま言われた三

十六年度の十万円の補助、総計二十万
円程度あれば、現在佐渡に住んでお
るトキの、えさ代というよりも、えさを
確保するという立場から言って万全で
すか。

○政府委員(清水康平君) 万全とい
うことは言い切れませんが、これからそ
ろそろ卵がかえる時期でございます。
昨年は三羽かえったんでございます
が、幸いにしてひながかえっていきま
すという、それではたして十分かど
うかということはわかりませんが、ま
ず昨年度十万円、今年度二十万円
でやっていくんじゃないかと思ってお
る次第でございます。

○豊瀬一君 これも現地の人たちの
非常に切実な訴えがあったのですが、
従来えさ場としておったところが何ら
かの動きによって荒らされてきてみた
り、人が近寄ってきたりしたために、
えさ場の変更、違ったところ求めて
動いている。ところが、そういう地域
は、従来人が気がつかなかったり、ま
た割に人間がよく現れる地域であつ
たりするために、トキがこわがって寄
りつかなくなったりする。こういった現
象があるわけです。そういうことのた
めに、あの事件がありましたから、あ
らためてトキがとられるとか、射殺さ
れるというような事件はあり得ない
と思うのですけれども、えさ場の不十分
のために、トキの生育についても何ら
かの障害が与えられるということにな
りますと、せっかく今回思い切った
際島であるトキの保護について万全を
期せられようとする措置が、完璧にで
きないのじゃないかという心配をする
わけです。

そこで、やはり今回の予算増額に

伴って、佐渡——現地の営業地を中心
とするえさ場等がどの程度にあるかど
うか。そういう地域における、今言わ
れましたタニシとかドジョウというよ
うなもの、あるいは、新たに育ってくる
ひな、現在いる親鳥等に対して十分で
あるかどうか調査していただいて、
もし、十万円に対して地方団体が単に
十万円ということではなくして、二十万
円も三十万円も負担しなければ確保で
きない。しかし、貧困自治体のため、
それがどうしてもむずかしいといった
ような現象があるとすれば、補助も考
えていただく、当該県に対して

も、予算の同額を支出するという立場
だけではなくして、もっと新潟県に對
してもこれに対して予算措置をするよ
うに勧告を行なっていただくことも
に、その後の状況に對しては、適当
な委員会の際に、トキの保護状況につ
いても御報告願いたいと思うのです。

○政府委員(清水康平君) ただいま御
指摘の点につきまして、今後十分検
討いたしまして、誠心誠意努力して参
りたいと思っております。

○豊瀬一君 なお関連して、文化財
保護の、指定されている物件数とか、
いろいろありますね、段階が。物品で
あるとか、人間であるとか、それから
それに対する予算とか、文化財保護政
策の概要につきまして、適当な機会に
資料を出していただきたいと思います。
○政府委員(清水康平君) 承知いたし
ました。

して提出するよう要請いたしました
ところ、本日、文部省から調査に基づく
結果が一応資料として出されました。
この内容は、私の調査と著しく相違す
るものがあります。従って、お許しい
ただいた限定された時間内において質
疑を展開いたしたいと思ひます。

こういう愛媛県教育行政の問題が
起こるのも、究極のところ、荒木文部
大臣の荒木文政が、世の中では高姿勢
といわれておりますが、誤れる高姿勢
というものが、こういう事態を地方教
育行政にもたらしてきていると思ひ
ます。根本を断たなくちゃならぬその
立場から、私は本論に入る前提として
文部大臣に伺ひますが、今まで文部大
臣は、日本の教育の問題について、五
十萬の結束力を誇る日本教職員組合と
話し合いをする必要はない、義務も権
能もない、むしろ話し合うことは有害
である、日本の国の法秩序を乱すもの
である、こういう答弁を衆参を通じて
なされて参っているわけです。その理
由として、勤務を中止せよ、教科課程
の改訂をやめてもらいたい、かように
当面行政府がやろうとする政策をやめ
よというてくるのだから、そういう人
と話し合ってもしょうがない、こうい
うことを今まで述べて参られました。
ところが、昨日の報道を承りますと、
日本教職員組合は非常に低姿勢で、こ
れからの日本の教育問題について話し
合いを持ちたい、ことに政府はILO
八十七号条約の批准案件を国会に求め
ている現段階において、その精神から
言っても、これからの教育の問題につ
いて大臣はわれわれと会うべきだ、
会ってほしい、こういう要請をされた
ように伝えられているわけです。私は

この段階において文部大臣は話し合
いをする決意をされたと思ひますが、承
りたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私が就任
以来日教組に対してとっており言
動に對して、高い姿勢だなどと批評さ
れておることは知っております。批評
は何人といえども自由なわけござい
ますが、私としては、今の憲法の
精神にのっとり、教育基本法に従ひ、
もろもろの教育に関する法律制度その
まゝを念頭に置いて判断します場合に
は、当然のことなりと信じて今日まで
参っております。昨日でござ
いましたか、三たび、団体交渉をする
という形の要望書をちょうだいしたこ
とは知っております。ですから、
日本教職員組合という任意団体とお目
にかかって、言われるがごとき課題に
ついて交渉をするということは考えて
おりません。

○矢嶋三義君 もう一回承りますが、
団体交渉をしてほしいというような要
請はされてないといふ私に聞いているの
です、事務局から。事実問題として
会ってほしい、そして話し合いをし
ましよう、こういう申し入れがなされ
たと私は承っております。

そこで、文部大臣の答弁の前に、地
方課長から伺ひましょう。昨日、日本
教職員組合から申し入れのあった内容
は、従来と同じ調子のものか、それと
も従来の調子よりはやわらかいもので
あるかどうか。私は後者であること確
認をいたしているわけです。また、今、
文部大臣が言ったように、団体交渉を
持つてほしいというような要請である
か、それとも事実上、非常に教育の問
題が、多種多様問題が今山積している

から、会って話し合いをしてほしいという要請なのか。私は後者であると判断をし、確認をいたしております。あらためて、文部大臣の答弁の前に事務局の御所見を承ります。

○説明員(今村武俊君) 昨日いただきました書類には、交渉という言葉は一つ使っております。それから話し合いという言葉も使っております。従って、言葉——日本語の調子としては、矢嶋先生の御指摘されたように、従来と比べてだいぶ気取ったところが少なくなつて(「気取った」とは「何事だ」と呼ぶ者あり)やわらかな調子になっております。しかし、書いてある内容は従来と全然違つていないと、かように理解いたしております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私はまだ、その申入書が要望書か知りませんが、そのものは見ておりませんけれども、今、説明員が申しましたようなことであると思ひます。その表現が——用語が固かろうとやわらかかろうと、そういうムードは問題ではないと私は存じております。いやしくも五十万の団結を誇る団体の代表者と、交渉という言葉であることは、何であらうと、お目にかかることは、事実問題といたしまして、今としては適切でない、こう考へて、申入書をちょうだいいたしましたけれども、お目にかかる意思はございません。

○矢嶋三義君 本論に入る前に、もう一回伺います。納得できない。その前に今村地方課長、さっきの、気取った表現というのは取り消さない。この問題は衆参を通じて、ずいぶん論じられた、日本の教育文化政策の一つとしての重要な問題ですよ。申し入れが

あったのに、あなたは本日まで大臣にその書面を見せていないということに怠慢ですよ、今村課長。ましてや従来のような気取ったようなものではなくて、矢嶋委員の指摘のようにやわらかな調子——こういう表現がありますか、それは取り消さない。

○説明員(今村武俊君) 用語が適切を欠いたと思ひます。気負つたという意味で申し上げたつもりでございます。

○矢嶋三義君 それもいけない。気負つたとは何ですか、気負つたとは。気負つたとは気取つたと同じです。どういふことですか、気負つたとは。こういう表現はおだやかでないです。取り消さない。修正しない。

○説明員(今村武俊君) 気負つたという意味は、まあ何といひますか、法例上あるいは——法例上といひますか、地公法上、教育公務員法上、私が考えておる、そういう職員団体のあり方、それ以上には気負つたという意味でございまして、私はそう思つておるわけでございます。それを取り消す必要はないと考へております。

○岩間正男君 議事進行。あなたは事務官ですね、事務官は事実を言えといひます。気負つたという言葉といひものは日本語の慣用例からいひたつて、あなたの主観が入つてゐる。そういう主観の入つた中で、そういう言葉を出して、何か先入観のようなものでこの問題を処置していくところに問題があると思ふ。私は矢嶋委員の発言は当然だと思ふ。あなたは取り消すべきです。これは文部大臣も、こういうような形で事務官が、しかもこの委員会において主観を混入するような報告を

する、こういうことはけしからん。それから矢嶋委員の発言の中にもありましたけれども、まだ文部大臣は見えていないといふのです。私も驚いてゐる。五十万の意思ですよ、それが表現されておる。それなのに、この問題をこのままにしてはまずいと思ふので、この際取り消してはつきりして下さい。文部大臣もそういう事務官のあり方ではまずいと思ふのです。こういう点について明確にして下さい。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。今村地方課長、ただいまのお話につきまして、補足をして説明して下さい。

○説明員(今村武俊君) ただいまの御質問に対して、従来のものに比べてやわらかな表現になつてゐるということ、を説明するために、従来のことについて「気負つた」という用語を用ひましたことは適切でなかつたと思ひます。しかし、言わんとする趣旨は、従来に比べてやわらかな調子になつてゐるということと言わなければならないと思ひます。

○矢嶋三義君 ただいまの今村課長の釈明発言で一応了承します。まああなたはジュネーブの興奮がまだ残つてゐるようですから、説明員ですから、今後御注意いただきたいと思ひます。で、大臣に重ねて伺ひますが、先般もこの愛媛県の問題をお伺ひした大前提に、憲法の第二章にうたわれてゐる勤労者の団結権、この問題について法制局長の見解、それから文部大臣の見解を承つたわけです。これはあくまでも尊重するべきです。その文章を受けて

地方公務員法の文章ができていると、従つて法制局長の見解では、憲法、法律上からいって勤労者の団結権といふものを前向きに進めていくような行政が行なわれるべきだと、こういう明確な答弁を大前提に私はいたしたい。論理的にはその憲法解釈、法律解釈を了承した形で質問が進んで参つてゐるわけなんです。ところが中央、文部省を舞台として行なうところの荒木文政、またその指導と助言を受けて都道府県教育委員会の場合に行なわれ

ておるところの地方教育行政、これらはいずれもですね、いずれも憲法の勤労者の団結権尊重というを生かした前向きの行政でなくて、できるだけう、できればこれをつぶしてしまおう、このいう逆方向に方向づけられた教育行政が行なわれているということに私は問題があると思ふ。その具体的な例が愛媛県教育委員会の行政。それをきょうこのあなた方からいただいた資料によつて反論して参りますが、この点は問題だと思ふんです。だから、この時点で日本教職員組合が幾多の経過を経て少なくとも所管局長さんがお認めになられるように、やわらかい調子になつて、団体交渉をして団体協約を結んでほしいといふようなことを言つてゐるわけじゃない。話し合

いを持ちましようといふことになれば、事実問題としてあなたがこの際にお会いになつて話し合おうといふことは当然であり、必要なことだと思ふ。それが池田内閣がILO八十七号条約をその批准を国会に求めて参つたその精神と合致するものだと思う。

そうでなければ私は矛盾してゐると思ふんですね。それで本日の質問の冒頭に、この段階であなたはともかく會つてみよう、それが適切だと御判断されたことと思ひますが、といつてお伺ひしたわけです。あらためてもう一ぺんお答えいただきたいと思ふのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 何度も申し上げましたように、日本教職員組合といふのは、憲法第二十八條に根拠を持つ団体であらうと思ふんですけれども、今まで団体交渉ないしは交渉といふふうなことで持ち込まれますあの課題と態度は、憲法第二十八條に基礎を置くところの団体の態度では私には思ひます。むしろそれは憲法第二十一條

にいうところの結社の自由に基づく任意団体的、むしろ政治団体的な気持を持つて臨んでおられるように察しられるのであります。本来労働組合、広い意味での労働組合、教職員団体といふことであるならば、団結権と団体交渉権は、不満足ではありましようけれども、一応制度上は認められておる。その法律に定めた課題について、法律に定めた使用者代表たる立場の地方教育委員会と話し合ひをするといふことが、これは憲法なりあるいはもろもろの法律制度上当然のことでありまして、その制度が必要であればこそ都道府県段階でとどまる、それが地方分権制度の教育のあり方上必要であり、当然であるとなつてゐる、そのことを承知しつ

部大臣と、いわれるがごとき課題について話し合いをせねばならぬことは私はないと思います。政治団体ならばまた別問題であります。まあそういうことで、制度論として、私は団体交渉なんかはむしろあるべきではないが、事実問題といたしましても、少なくとも今お目にかかってそういう課題について話し合いをするという事は適切でないかと判断しております。

○矢嶋三義君 これは主議題でないのですから、具体的な問題にさらに入ら参りたいと思います。

そこで、具体的な内容に入る前に、先日の委員会を受けてありますから、まず確認いたしておきたいと思ひます。

先般、私が本委員会で提示をし、伺いをしたあの事実が認められた場合においては、それは明らかに地公法違反であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の五十二条に基づいて、愛媛県教育委員会に対して措置要求を求めるに値するものだ、もし矢嶋の指摘するのが事実ならばそうだと、かように前委員会で文部大臣御答弁なさっているのではありませんが、御確認を願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その通りでございます。

○矢嶋三義君 で、内藤初中局長に伺いますが、今ここに調査結果として資料が提示されました。これはいかように連絡をとり、いかようにして出て参った資料であるか、文部省として責任を担う資料であるかどうか、簡単に伺ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 矢嶋委員からお尋ねのありました事項につきま

して、昨日詳細に現地に照会をいたしたわけでございます。その現地におきましては、それぞれ調査をいたしまして、四月三日に総務課の課長補佐の亀井と、宇和島事務所管内の主事の山本が参りまして、文部省に報告をしたものでございまして、私どもとしては信頼のできるものと確信いたしております。

○矢嶋三義君 それでは私は責任上反論をいたし、また伺ひたいと思ひます。先生方の組合員としての団結権を阻害をする、憲法でいう勤労者の団結権を侵犯する働きかけが行なわれている、明らかに地公法違反であるということ、は明確な事実がある。

まず九項から参りましょう。この九項で、「宇和島教育事務所の主事が、市内の旅館において某教諭に組合脱退を勧誘し、「脱退すれば教頭に就任する」とい、同教諭は一月八日に脱退した」とい、このことについて、こういう事実がないという、存在しないということがあります。かくなつた以上はいたし方ありません。私は氏名をあげてさらに再調査を要請いたしましょう。それがもしさらに事実と違つておきまらば、先般も委員長に要求しておきましたように、本委員会に喚問して下さい。あるいは与野党そろつて現地に国会から議員派遣を出して明確にする必要があり。問題を出した以上黒白をはっきりしなければならぬ。この事実は、話しかけられた先生は船越小学校の酒井信三という先生。この人は修学旅行で宇和島の旅館に泊まつた。この泊まつた酒井先生をつかまえて、こういう内容の働きかけをしたのは宇和島教育事務所の中田管理主事。その話を隣の部

屋で、偶然に隣の部屋に泊まり合わせた先生が聴取、確認をしておる。その人の名前はここにわかつていますが、しばらく伏せておきます。いつでも証人に喚問されたら出て参りますといふことを言つております。学校の名前も、先生の名前も明確にわかつています。直ちに連絡をとつて明確にしてもいい。文部大臣こういう事実があったとするならば穩当ですか、どうですか。いかがお考えになりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 穩当でないと思ひます。

○矢嶋三義君 次に、非常に不当人事が行なわれている。私は国会に参りまして愛媛新聞を見て発見したんです。共かせぎの先生を引き離すようなそんなやばなことはすべきでない、やらせない、こういう御答弁をいただきました。ところが驚くべきは、私は心配するからそういう事態が起こらないように愛媛の方に連絡してほしいと言つたのですが、まことに遺憾な不当人事がこのことになっております。それは久良小学校の井村教諭が福浦小学校といふところに飛ばされておる。これはちよつと地図を大臣に見せまうからね。ここに夫婦でおつたのがここに飛ばされておる。先般も私質問申し上げたように、その井村先生は昨年教育研究協議会に入つたらどうかというのを盛んに勧誘を受けたというわけなんです。その事実を日教組からおいでになった某氏に話して、それを書面に書いた。その書面を日教組はILOに提訴する場合に、かような働きかけがあるという一つの資料としてジュネーブに送つた。そうしましたところが、先般のあなた

方の答弁のように、ジュネーブのILO事務局から文部省に反論してほしいと問い合わせが来た。そこで文部省としては、愛媛県の教育委員会を通じてその調査を依頼した。ここまであなたに答弁されたわけなんです。そこでこの井村先生に対して宇和島事務所の管理主事が校長を通じて、君はILOに提訴したかどうか、どういふ内容で提訴したかというのを再三にわたつて聞いた。ただされたんですね。ところが井村先生は、先般私が申し上げたように、他の人に研究協議会に入るように勧められたことは事実であり、その限りにおいてはその事実を書いたことはある。しかし、直接自分がILOに書類を送つて提訴した覚えがないからILOに提訴したことはないといふことを申し述べたそうです。そうして学校長は宇和島の事務所に何回も電話連絡をして、提訴したことはない、ILOについては自分は承知してなかったといふようなことを書かされて捺印されたわけですね。そうして井村先生は組合に残つておる。脱退してないわけなんです。だから、私が調査に行つたときに、それを心配して――まじめな先生です、この先生は、心配されて、そうして最近組合を脱退しなければ転勤させられるぞ、飛ばされるぞといふことがあちこちで学校長から、あるいは主事を通じて一般の先生に言われておるの心配だ。自分はもうでもないが、子供が三人ある。家内も――井村先生の言葉です――家内も教師である。共かせぎをしておる。だから変なところへ飛ばされるといふ夫婦別かれ別かれになる、子供もあることだからというので自分の妻が非常に心配してお

る。こういうことを述べたわけなんです。だから私は先般そういう内容を申し述べ、そうして所見を承つた。それに対して夫婦共かせぎを引き離すようなやばなことはすべきでない。それからILOの問題についても事実だけは明確にしてほしい。日教組と文部省はジュネーブで争つておるのだけれども、事実だけは明確にしてほしい。愛媛県の教育委員会を通じて井村さんは提訴をしたのです。ILOは何も知らない。書面が来ておつても、これをILOに提出するにあつては文部省は事実が明確になるような角度で提出してほしいと要望しておいた。そうしましたところが、四月一日の愛媛新聞を見ますと、この井村先生はおそらくILOの問題と組合を脱退していないこと、これが二つの要素になつておるのは間違いない。この城辺の町から福浦に飛ばされておる。これでは夫婦一緒に動めるなんていうことはできませんよ。こういう人事行政というものは許すことができないと思ふ。大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先日申し上げましたように、ことさら夫婦を引き離す意図を持つて御指摘のような理由のみによつてさうなことが行なわれることはもちろん穩当でないと思ふのであります。ただ問題は都道府県の教育委員会に專屬しておる人事権の発動の結果についての御批判でございます。まして、教育委員会としてはもちろん、憲法はもちろんのこと、あらゆる教育関係あるいは労使関係の法律、制度に照らしても恥ぢない人事をする責任を持つておるわけですから、そういう責任の立場に立つての人事異動の一々具

体的なことについて、その具体的な事実そのものについて今これ申し上げる立場でないと思うわけでございすが、その理非曲直というのは私の承知するところでは当然人事委員会ないし公平委員会等の判定に待たなければ最後のにはつきりしないことだとも思うわけでございしますが、さしむき今のお尋ねの範囲内において決定的な意見は申し述べることを差し控えてさせていただきます。

○矢嶋三義君 この問題は国会でも取り上げて問題になっておるだけに私にも責任がある。それから本委員会としても責任があると思うのです。事の真相を明確にして、不当な人事は早急に自主的に愛媛県教育委員会では正されるようにしなければならぬと、かように私は考えます。文部省の出された資料の中に井村教諭に校長が手柄を立ててほしい云々と勧誘したのは、手柄を立ててほしいと言ったことは、宇和島の中田管理主事が、さっき私が申し上げましたように、宇和島の教育事務所の管理主事が宇和島の旅館で、さっき申し上げました酒井教諭に対して、組合を脱退して手柄を立ててほしいと、こう申されたことで、井村教諭に対しては手柄を立ててほしいというところは言っておらないので、その点は訂正をいたしておきます。で、この井村教諭が城辺から福浦の小学校に、僻地に飛ばされたことについては、早急に文部省から調査をしてほしい。これは、先般私、そのおそれがあるから、そういう人事をやらないように電話を一本入れてほしいということ、内藤局長に要請しておいたわけです。ところが、私の心配した通りの事実が現われて参ったわ

けです。これは一つの例です。かように、教員組合に入っているがゆえに、非常に不利益な取り扱いを現実に行っているのです。それからまた、精神的にそういう威圧感を加える教育行政が愛媛県で行なわれているというところは、明らかに地公法違反です。憲法違反でもあります。この事実が明確になれば、冒頭に申し上げましたように、文部大臣は、当然、そういう総合的な地方教育行政をやっている愛媛県教育委員会に対しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の五十二条によって、注意を喚起し措置要求を求むべきだと思ふのです。お伺いします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいままで調査いたしました結果によりますれば、お示しのような措置を特に講ぜねばならない段階ではないと存じております。

○矢嶋三義君 あなた認識不足です。まだ、私がそれじゃ追及して参ります。

第三項、「城辺町教育委員会委員が「組合を脱退して愛媛県教育研究協議会に入会すれば、研修旅費をとつてやる」と発言したことについて、指摘されたような事実はない」というこの調査報告。かくなった上はいたし方ない。何という教育委員が言ったか申しましょう。城辺町の教育委員会の浜見教育委員がこういう事実を申し述べている。本人自身が認めている。何がゆえにこんな調査結果を出すのですか。浜見教育委員自身が、私はそういうことを言ったよ、言いましたよということとを一般の先生方にもはっきりと明言している。矢嶋は確認してきたのです。そういうことを教育委員の方が

言つてよろしいのでしょうかね。人事権を持っていますのですよ。先生方にとつては、こわいお方なんです。そういう言動があつても、なおかつ、これは法律違反じゃございせんか。文部大臣御所見を承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) おっしゃるような事実ありとすれば、教育委員としては、言動は穏当ではないと思ひます。

○矢嶋三義君 注意を喚起し是正を要求するに値する内容のものだと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。そのことも、やはり当該県の権限のある機関ないしは当該市町村の教育委員会がみずから自主的に行なうべき範囲内のことでございしますから、その事実を確認した上でなければ、結論的なことは申し上げることが適当でないように存じます。

○矢嶋三義君 委員長にお伺いします。がね。私まだあと若干あるのですがね。これはきわめて重要なことですが。こういうこと。私の調査が誤りだったら、私は取り消しもし、あやまりますよ。しかし、私が調査した範囲内には、自信持っているのです。そして調査していただいたところが、「指摘されたような事実はない」と、こう言っておられる。先生方は戦々きょうとしておられるのです。そして懸念されたごとく、たとえば井村先生のごときは、こういう人事行政が行なわれているのです。これは私新聞で拾ったんですけれどもね、こういう事実は私は真か否か、明確にする必要があると思ふ。委員長の御所見と、いかように

して明確にされる御方針を持っておられるか承つておきたい。

○委員長(平林剛君) 矢嶋委員の、さきの委員会におきまして御要望がありましたことについては、私も十分承知いたしました。文部省の手続を経た調査とあなたの御指摘とが食い違つており、それがなほはだ見解の相違があると思ひます。何らか適切な措置はとらねばならぬと思ひます。そのことにつきましては、なお審査が続けられた後におきまして、あらためて委員長・理事打合せにおきまして御相談申し上げたいと考えております。

○野本吉吉君 閣下。今、矢嶋委員から、愛媛県の教育委員の一人から、教員にとりましてはきわめて重大な影響を持つ発言があつたということで指摘され、論議されているわけでありまして、ここで私はちょっとお伺いしておきたいのですが、個人の教育委員の発言というものと委員会の発言というものが同じものではないと私は了解しております。法令上、教育委員というものと教育委員会というものの権限とか責任というところ、繰り返して申しますと、教育行政における権限というものは教育委員会が持つておるのである。教育委員の発言というものは、公式論から言えば教育委員会の責任として追及されるべき筋合いのものではない、かように私は了解しておりますが、これは内藤局長どういふふうにお考えですか。

○政府委員(内藤三郎君) 教育委員会は、御承知の通り合議制の行政機関でございますので、教育委員会は、あくまでも合議で決定した事項について責任があるわけでございします。ですから、教育委員個人がいろいろと御意見を述べられることは、これは御自由でございますが、直接教育委員会を拘束するものではございません。

○矢嶋三義君 そういう法律の方のことは私百も承知なんですがね。政権をささえている与党の委員からそういう御質疑があるというのは、私はまことに心外なんです。今愛媛県の教育界全般がどういふ雰囲気でおおわれているかというところは問題でね、教育委員個人の意見としては、人事異動を前に、あるいは職員の組織が動揺しているときに、教育委員としての言動はいかにあるべきかということね、おのずと私いろいろな問題があると思ふのです。そういう立場からただしておるので、その点は御了解いただきたいと思ひます。

次に七、「郵便局員の妻である山本教諭に対し、校長が夫婦別居を余儀なくされる転任を示唆する等により、組合脱退を迫つたことについて、宇和島教育事務所管内中堅教員研修会に出席した山本姓の教諭で、郵便局員の妻であるものは存在しない。」「夫婦別居を示唆して組合脱退を強制した事実もない。」「もう一べん調査してごらんない、学校名申し上げますから、西浦小学校。御主人を郵便局員に持っている女性の先生が昭和三十五年年度において在籍したかしないか調べてごらんない。その中で、宇和島で開かれた中堅女教師の研修会に出席した人があるかないか、調べてごらんない。私の調べでは、明確に西浦小学校にそういう該当者がおります。主人は郵便局に勤めておる。その人に対して校長さんが、講習会の意図はわかつてい

しょうかと、かように話している。この学校は、教職員の定員十四人、そのうちに八人が脱退して六人しか残っておりません。従って、組合に残っている人は戦々きょうきょうとしていて、うう状況です。そういう状況にある先生に對してね、組合に入っておいたらあぶないですよと、転任させられたら御主人と別居になるじゃないですか、お困りでしょうと。それよりも寄らば大樹のもと、安全地帯に入るために組合を脱退したらいかがですかと、こういうニュアンスの言葉をもって働きかけるということは法律上許されぬことです。組合の切りくずしですよ。不当介入ですよ。憲法の団結権の保障から出た労働法の不当労働行為を禁止している条章の精神に違反するものです。こういう事実があるとすれば、これは人権擁護の立場から問題となる性質の問題だということを先般法務省の鈴木人権擁護局長が本委員会でも答弁している。あなた方、該当がないということですから、私は学校名まで今度さらに進めて指定いたしておきますから、調査してごらん下さい。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもの調査いたしました範囲によりますと、女子教員研修会に参加した山本という姓の者が三人ありまして、そのうちで山本三千代は独身でございますので除外して、他の二人について調査したわけでございます。しかし、いずれも主人は教員であります。そのうちで山本富枝というのとは一人は山本章子というのがございます。で、山本章子の方は松野町の教育長の吉岡圭一氏について事実の有無を調査しましたが、そういう事実はない。ただ、この方は動続

六年というところで勤続年数が長い関係で実は転任になっておりますが、あと山本章子の場合は脱退を迫った事実はなく、かつ夫婦ともこれは転任してありませんというところでどうも該当事者がなかったわけでございますので、たゞいまお述べになりました西浦小学校についてさらに調査を続けさせていただきます。

○矢嶋三義君 その点はお手数をかけました。

○政府委員(内藤三郎君) 山本章子が西浦小学校でございまして、これは今お話のように脱退を迫った事実はない、夫婦とも転任しておられない。ですから、西浦小学校の山本はこれでございます。郵便局員の妻ではないとはっきりしておりますので調査する必要は私なからうかと思ひます。

○矢嶋三義君 いやいや、私が今それでお手数かけましたとあれしたわけですが、聞きようとして私の書きようで、山本といた点が速記録に残っているものとすると、その山本と確定して、山本に重点を置いて調べたからそういう事態になったのかもしれない。だから私はその点をお手数かけたと申し上げた。山に間違いない、山。(笑)で、今僕は調査して速記を、自分の書いたのを見てその点確認したのですからね。山に間違いない。それから、西浦小学校、御主人は郵便局員に間違いない。それをもう一ぺん調査してごらん下さい。で、あなた方、なるだけ、その該当事者がいないと喜んですぐ報告書を書くからこういうことになる。(笑)もう少し調べてごらん下さい。郵便局員の奥さんがおらぬかといつてやったらすぐ出てくるのだから。やっぱり両方か

ら調査しないからこういうことになる。

○政府委員(内藤三郎君) 山何とおっしゃるのですか。その名前をばっかりおっしゃっていただかぬと私もまだ調査で御迷惑をかけるかと大へん済みませんので。

○矢嶋三義君 二冊僕こしらえておるのを、一冊持ってきてないんですよ、整理したの。これは当時の走り書きの方で急いで書いてあるのですが、山吉さんかもしれない。これで調べればよろしい。西浦小学校で、最初の頭文字が山の人を調べればよい。絶対間違いない。この人は非常に心配しております。

それから次に八番「妊娠中の女子教員四人に對し、校長が転任を示唆して組合脱退を迫ったことについて、指摘された事実は認められない。これが事実とすれば、これは人権問題だと鈴木人権擁護局長は先般答弁した。校長さんの名前は、大西という校長さん。妊娠中に転任したら困るでしょう、組合を脱退しませんか。それが安全ですよと、こういうように働きかけておる。しかも授業中呼び出して話をしておる。ですよ。私がここに書いてある、その女教師の名前だけで三人は確実です。授業中に呼んで説得を受けたと言っております。こういう、違反のみならず、人間としても卑怯ですよ、妊娠している先生にそういうことを言うというところは、なぜこういう非常識なことを校長さんが言われるかというところ、この前申し上げたように、自分の学校から一人でも早く多く脱退した方が校長の勤務評定がよくなるわけなんです。そういう教育行政をやっている。だから

ら勤務者の団結権を保障した憲法の精神に反した教育行政が愛媛県教育委員会において行なわれているところに私は重大な問題があると言つておきます。校長さんだつてこんなことを言いたくないんですよ、自分と一緒に働いてきた部下だもの。ところが、早く組合員を一人でも多く脱退させぬと管理主事のめがねにかなわない。自分の身かわいさからノルマを与えられたようなものです。こういう非常識なことをやるに至っているわけです。こういうことが行なわれているというところは、私はまことに残念なことだと思ふのだね。文部大臣いかがですか、御所見を承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先刻来申し上げておりますように、あくまでも、教育行政に限りませんけれども、特に教育行政においては政治的に中立を厳守すべきであると同時に、憲法の趣旨にも——特に労務関係の問題については慎重に取り扱ふべきものでございまして、今御指摘のごときことが事実であるとすれば好ましくありませんことだと思ひます。

○矢嶋三義君 事実かどうか最後まではつきりいたしません、私も責任がありますからね。で、私が間違つておたらば私は遺憾の意を表わします、間違つておたらばね。

次は第六、「西教諭および同教諭の母室に對し、校長の命を受けた教頭が組合脱退を強制したことに對して」この釈明というのはおかしいですね。西という女の先生のお母さんはここに書いてあります、危篤状態だ、重態だつたんですよ。そこに教頭さんがおいでになつて、そうして、お宅のお

嬢さん組合をやめたらどうですか、組合を脱退しないといふとどこにやられるかわかりませんよと、こういうことを病母のまくら元で話しておる。それでその翌日お母さんはなくなられたのですね。そして、私の調査では、そのあと西先生に、お母さんがなくなつて転任でもしたら困るでしょうと話かけて、いかにも早く脱退した方が安全だぞという暗示を与えている。ところが、ここには旧知の同教諭の母室に面会するため訪問したものである。組合の問題、転任の問題、間違ひなく話しているという私は調査をいたし受け取っております。しかし、この六の表現は、七、八分通りその事実のあったことを認めていますね。この点は人権擁護局長御出席になつておられるでしょうが、あなたの出先機関で御調査さつたでしようか、どうでしょう。もし御調査さつたならば、一応現段階でどういふ調査報告が参つておるかお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木才蔵君) まだ調査の結果の報告は参つておりません。この間の委員会でも御指摘になりました事実につきまして、さうそく電信で松山地方事務局に調査指示をいたしました。その後なかなか向こうからの返事が参りませんので、きょうも電話を午前中かけましたのでございしますが、なかなか最近電話がすぐ通じませんので、まだ電話によるその後の様子もまだ聞き取っておりません。そういう状態でございます。

○矢嶋三義君 要望申し上げますが、人権の問題ですから、なるほど調査も慎重であるし時間も要すると思うのです。だから拙速ということにならな

いように、校長さんとかそういう官側だけの聴取でなくて、当事者も一つ聴取されて、そうして総合的に人権侵犯事犯が成立するか、おそれがあるかという判断を下されるように事案が事案だけに慎重にやっていた方がいいと思います。電話連絡して調査していただいているということですから、その結果をお待ちいたしますから、本日はあなたは私の質問ございません。

次に五項目、「能田教諭に対し、正式任用の辞令交付の際、愛媛県教育研究協議会入会書への捺印の強制等が行われたことについて」、そういう事実

は認められず、こう書いてある、しかし、これはさらに対決いたしましたし、私のところに二名名前がわかつているわけですが、辞令を交付するときに判を持っていらつしやいといつて、研究協議会の入会書を出してこれに判を押さないといつたら、押さない人がいるでしょうか。大学出てまだお若いのですよ。今の就職難の時代です。あなたをこれから正式に採用いたしましたという辞令を交付する場合に、この研究協議会にお入りになったらどうですか、どう言うか知らぬが、お入りなさいか、お入りになったらどうですか、どう言うか、いずれに表現しようとも辞令を交付するときに入会書を示して署名捺印させたら、明らかに精神的には強制ですよ。それを断わり得る人がいるでしょうか。これは無理だと思ふのですよ、そういうことは、しかも愛媛県で教組に残るべきか、脱退して教育委員会の御要望の通りに研究協議会に入るべきか、県をあげてみんな関心を持っている、ことに当事者である教育公務員にとっては非

常に重要な問題になっております。そういう問題を辞令交付のときに出すことと自体が間違いだと思ふ。適切じゃないと思う。適切でないでしょう。文部大臣御見解いかがですか。辞令交付のときにそういう問題を出すということとは、教職員組合の団体の加入書あるいは研究協議会の加入書をそのときに提示して、そこで署名捺印するということと、そのこと自体が適切でない、辞令交付だけしたらよろしいのですよ、いかがですか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) お答え申し上げます。ただいまの御質問の事柄に關します具体的事例は、私どもの調査によりますと、すでに日教組の組合員ではない人に勧めた事実はあるように報告が来ておるようであります。ですから、お話のような、組合を脱退しないといふ問題ではないように思ひます。

○矢嶋三義君 愛媛県教職員組合も愛媛県教育公務員による自主的な団体でしよう。教育研究協議会も愛媛県の教育公務員による自主的な団体でしよう。何がゆえに辞令を交付するときに一方のだけの加入書に署名捺印を求めようとする機会を与えるのですか。そのこと自体適切でない。それとも百歩、千歩譲って、私は教育委員会の所管でないと思ふのだけれども、愛媛県教職員組合の規約、入会書、研究協議会の規約、入会書をそろえて、そのいずれかに入らなければいけません、辞令交付のときにそんなことをやるべきでない。ましてや一方は全然準備しない、研究協議会の入会書だけ出して、そこで署名捺印というのは、教育行政

に携わっている公務員として適切でないですよ。この適切でないということについてはどう御所見を持ちますか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 明確にも申し上げかねますけれども、今御指摘の研究協議会というのは、国の補助金も出して研究を奨励しておる団体かと思ふのでございますが、そういうことならば、教育に關係する者がその趣旨をよしと考へて、便宜の態度をするといふことはそう荒立てて非難すべきものではないと私は考へます。

○矢嶋三義君 それが偏向ですよ、文部大臣。今から私は愛媛県の師友会という問題を出しますが、この師友会なる団体が非常に問題のある団体です。教育行政の偏向ですよ。何ゆえにそういう団体があつて争つてゐるのに、所管外のそういう団体への加入をそこで勧めたりしますか、勧めたりすることゝできますか。それを何ともあなたは感じないところに問題がありますよ。先生方の団結権、職員団体を構成する権利、そういうものに不当に干渉してゐる。これは不当に介入してゐることですよ。しかもそれは新任の先生の辞令交付の場合ですよ。非常識じゃないですか。この第五項目の調査結果は事実を認めた調査結果です。

○岩間正男君 ちょっと関連してお伺いしておきますが、愛媛県教職員組合、これは任意団体として結成され、それでこれは届け出をしておりますね。それから愛媛の教育研究協議会というやつですね、これは一体どういう性格の団体なんですか。これは地公法により認められる職員団体なのかどうか。それから届け出をしてゐるのかどうか。それからあなたたちは現状においてこれをどうつかんでおられるか。私たちが聞いておるところによると、教職員組合を脱退してこれに入ると、全

く対抗的にこれをやられておる実際の運用ですね。こういう現実の運用についてあなたたちは調査されておるだらうと思ふ。従ひまして、この三つの問題について内藤初中局長からお話を伺いたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 愛媛県教職員組合は、地方公務員法に基づきまして所定の手續をしておるものと思つております。

○岩間正男君 思つておると——これは調べておりませんか。届けてゐるんでしょうな。

○政府委員(内藤三郎君) 届けてゐると思ひます。次に、愛媛県教育研究協議会は、これは先日申し上げましたように、本会は教育職員の親和、提携を密にして、教育上の諸問題を研究討議し、本県教育の刷新、進展に寄与することを目的としておりますので、第一義的には教育研究団体であると把握してあります。もちろん届け出の義務があるわけではございませんが、おそらく教育委員会には届けておるものと思つております。

第三の質問でございますが、私どもは、この研究協議会は愛媛県教育の刷新、充實をはかる教育研究団体であると同時に、先ほど御指摘になったような教員福祉の向上という点についても取り扱つてゐるわけでございます。ただ、規約には出ておりませんが、実際は日教組の加盟員であつてはならな

い、こういうことがあるらうでございます。○岩間正男君 もう一つだけ。はつきりしたいのは、愛媛県教育研究協議会というものは、これは地方公務員法による職員団体ですか、そうでないですか。この点を明確にしたいでございます。

それから、あなたは届け出たと思つてゐると言つてゐるのですが、私がきいてゐるのは、当然これは公務員法による届け出の義務を、そういう義務はおそらくないのだと思つけれども、それはどうなんですか。そういうような届け出をしてゐるのかどうかといふことをお伺ひしてゐるのです。

○政府委員(内藤三郎君) 職員団体でございますれば、当然地方公務員法に基づいて登録をすべきものでござい

ます。しかし、これは憲法二十一条の結社の自由に基づくところの任意の団体でございますので、届け出をする必要は法的にはございせんが、県の方では十分この団体を承知しておると思ふのです。

○岩間正男君 法的根拠はないんですな。○政府委員(内藤三郎君) 地方公務員法上の法的根拠はございせん。○岩間正男君 わかりました。○矢嶋三義君 かかるゆえに、愛媛県教育協議会に対しては、ここに資料が出ておりますように、国庫から補助支出をしてゐるわけですね。ところが、調査を願つておきましたが、事実上第二組合的になつてゐるじゃないですか。そうして待遇改善等ですね、地公法による職員団体がやるべき業務内容を最近やつてゐるじゃないですか。だ

からその面から言うならば、当然これは届け出なくちゃならぬ団体ですよ。それからまたこういう団体に対して国が研究助成金を出すという事は違法ですよ。どっちにしろんでもですよ。そういう団体に対し辞令交付式に入会書に署名捺印させるといふことは教育行政の偏向ですよ。組合員の団結への不当なる干渉ですよ。是正さるべきだらうと思う。

それからお答え願いたい点は、第二組合的な性格となつて、組合員の経済要求的なものを最近やりつつあるといふことのこの点、そういう団体に対して研究助成金を国庫から出すのは不当である。辞令交付式のその場において、新卒の先生に入会届けに署名捺印させるといふことは適切な場所でない、偏当を欠いている、偏向である、きわめて遺憾なことであると思うのです。お答えいただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) この愛媛県教育研究協議会なるものは、あくまでも教育研究団体でございますので、職員団体と違ふ点は、職員団体は人事委員会に登録して、交渉する権利と当局側に義務があるわけでございます。ですから、この愛媛県教育研究協議会が勤務条件について交渉する自由はあるにいたしまして、当局はこれに應ずる義務はないわけであります。そういう点から考えますと、これはあくまでも明確に、教育研究団体である、たまたま日教組の方はこの研究協議会の会員にはなれない、脱退してなるといふようなことは、これは内部の自主的な規約の定めるところであると、この思ふのでございます。私も、文部省としてはこれが教育研究の目的であ

るならば、いかなる団体にも補助を出すことは差しつかえないと考えております。

それから第三のお尋ねの、辞令の伝達式にこういうことをやることは違法ではないか、こういうお話、少なくとも不当ではないかというお話でございますが、この能田教諭は別に日教組の組合員でもございませぬし、この研究協議会というものが愛媛県の教育の刷新、充実に必要であるといふことで、国も補助金を出してありますし、愛媛県の教育委員会も補助金を出してあります。従つて、勧誘することは私は自由だと思ふ。これはあくまでも強制したりするようなことがあつては行き過ぎだと思ふけれども、勧誘をしたこと自身については向こうも認めていたやうでございますが、強制をしたりはしないと、こゝろ言つておりますので、別にとがめだてをする必要はないのではなからうかと思ふのでございます。

○矢嶋三義君 水かけ論になりますからこの点はまた後日に譲りますけれども、要は組合の切りくずしをやつていふといふこと、地公法違反をやつていふといふこと、そして権力を背景に先生方に精神的な影響を与えて、愛媛県の教育内容で、右翼的な、超国家主義的な偏向教育行政をやろうといふところに問題がある。そこで具体的に伺いますが、宇輪島で行なわれた講習会の内容を検討してみましたが、あのテキストをどういふお感じを持つて見られたかですね。それから、先般指摘しましたように、憲法で、国家の主権者になつたやうな錯覚を起すのはたわけ者だといふやうな意見が発表されてゐる。文部大臣をして言わしめ

るならば、これは憲法を知らない者の發言だと、こゝろいふに文部大臣は答弁されましたけれども、その内容、それから、きょうは明確にしてもらいたいのですが、あの竹葉教育委員長さんが支部長をしてる師友会という団体はどういふ団体か御承知ですか。竹葉教育委員長さんが支部長をなさつて、知事、副知事さんが顧問をなさつてゐるあの師友会という団体はどういふ団体かという御認識を持つておられますか。お答えいただけます。

○政府委員(内藤三郎君) 菊地講師のお話についてはよく調べまして、菊地講師は七十五才の方でございます。冒頭に、自分は年をとつておるし、時代の感覚にずれてゐるかも知れませんが、だから受講生の方々は適当に取捨選択してほしいといふことをおっしゃつていらつしやるわけでございまして、その内容自体を見てみますと、天皇は日本国の象徴である、しかるにまあ、最近の風潮を見ると、天皇制を否定したり、あるいはやゆしたりするやうな風潮も見られると、こゝろいふやうなことを嘆かれたやうに書いておるのでございます。そのほか親子の情愛といふやうなものが出ておる、こゝろいふ講義自体からは全然御指摘のやうな事実は私はないと思つております。ただあいさつ状を私信で出した点に少し用語の適切を欠いておるやうな部分があるやうに見受けられるのであります。それはあくまでも本人が私信で出したのであつて、講習会終了後でございまして、教育委員会あるいは関係者としては責任の及ぶ範囲ではないのではなからうか。それから師友会のお話でございますが、師友会について

私は詳細には存じておりませんが、別にこれを右翼的な団体といつてとがめだてるほどのものではないと考えておるのでございます。

○矢嶋三義君 総括的に私は問題があると思ふんですね。師友会についてはこの前本件についてこゝで質疑をする場合に、公安調査庁の開次長においてを願つて、そして右翼団体の御答弁をいただいたわけですが、それで師友会とは左翼か右翼かと伺ひました、そうしましたところが開次長は速記をつけている場で、こゝろいふ場ではいづれだといふことは適切でない、他の場合であつたら、こゝろいふことで答弁されたかまえて、一体師友会はどうなんだと聞きまして、あれは右翼ですよと開次長は言つておつたんですよ。まあ右翼でも極右といふいろいろありましようが、ともかく右翼ですよと云つておつた。それで竹葉さんがこの会長さんで紀元節復活のデモなんか先頭に立つわけですね、これはどういふお考えを持つのもつけようですが、教育委員長といふ職にある人としては僕は慎重であるべきだと思ふんですね、そして師友会に至るところで講演会をやつてゐる。で、先生方の中には師友会に入つてその講演会に行けば早く教頭になれる、早く校長になれるといふ、そゝういふうわさがささやかれてゐる。ささやうわがが悪いかもしれぬが、ささやかれてゐる。そゝういふ心理的影響を与えてゐる。こゝろいふ雰囲気といふものは教育の中立性といふ点から好ましくない。そゝういふ一般的な雰囲気の中にある講習会に出たりしてゐるわけですね。まあ時間が延びてゐるから読みま

せんけれども、愛媛県議会で野党質問で質疑応答された資料がこゝに来てゐるのですけれども、それで答弁の言葉がこゝに出ておりますよ。新憲法下民主教育を維持進展させていこうといふ場合ですね、その県の教育行政の最高ともいふべき地位に立たれる方の県会答弁としてはやはり偏向性があると私は判断します。しかもその師友会の事務を社会教育課のある主事がつてゐる。總やかでないじゃないですか。教育委員長が支部長で、国論が二分されているやうな紀元節復活のデモの先頭に教育委員長みずから立つてゐる、そしてこの師友会の事務を社会教育課の某主事がつてゐる、県会の質疑応答の中に出てゐる。そゝういふ背景のもとに講演会が行なわれた。で、この講習会の内容といふものは明らかにこれは偏向してゐますよ、しかもその偏向を強要してゐるところになお問題がある、強要してゐる。学校長には、あなたの学校から二名講習に参加させてほしいと要請して校長に選択権をまかせざるやう、こゝろいふですよ、それが常道ですよ、ところが県の教育委員会の出先機関から、あなたの学校の何と何がしを参加させろ、こゝろいふやうに指名してきてゐる。そゝういふやうにけば自由になつてゐない、すわる順がちゃんと固定しておいて、そしてあの寒いときに泊まり込みで、朝早くから夜の十時まで講習して、そして意見を言わされる、それから感想文を自由に書かせるならいいけれども、署名入りの感想文を書かせて、そゝうして自由なる雰囲気における講習を保障してくれな

い。そゝういふ先生のごときはちよつと批判的な感想文を書いたところが、

校長さんからああいう感想文を書いてもらっては困るじゃないかと言われた女の顔が立たぬじゃないかと言われた女の先生もある。そういう鬱陶氣で一体何ですか、研究というものができるんですかね。非常に私は講習の持ち方自体さえ偏向しておる、内容も偏向している、しかもそれを強要している。そしてあとで、この前指摘したように、憲法否認——文部大臣の言葉をもってするならば、憲法を知らない人だと認定されるようなあいさつ状を送って、そして職場で同僚ともどもに組合を脱退していくような鬱陶氣を作り、その

暗示を与える、こういう一連のやり方というものは教育の中立性をそこなうものであり、憲法、法律違反ですよ。こういうような教育が日本全国で行なわれるようになったら、どうしますか。あなた方私の言う点に同調できないければ、徹底的に調査し、はっきりいたしましょう。僕の今申し上げる範囲内が事実ならば、私は文部大臣としては注意を喚起し、是正を要求しなければならぬ、それに値する事柄だと思ふ。重ねて文部大臣にお伺いいたしておきます。

○国務大臣 荒木萬壽夫君）申し上げるまでもなく、任意団体をどんなものを作りましようとも自由であり、あるいはまた職員団体を作ることとも自由であり、加入脱退も自由であり、あくまでもその人々の一人々々の自主的な判断に待って行動されることを憲法は期待しておると思うのであります。今御指摘の講習会等につきましても、政府委員から申し上げました通りの私どもは受け取り方をしておるわけでございますが、ただ講師の言動の中に穩当ではない、あるいは今も御指摘のよう

に、そのある種の用語はまるで憲法を知らないのではなからうかと思われるような用語が使われるということとは、これはまことに好ましくないことだと思ふわけでありまして、文部省として別にどうしろ、こうしろということはいまだかつて指示したことはございませう、今後についてもことさらに日組組を脱退しろとか、あるいは偏向教育をやれとかいう愚かしいことをやる意図は毛頭持つておりませんことを申し上げておきます。

○委員長(平林剛君)　ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

本調査に関する残余の質疑は、午後二時より委員会を再開し、続行することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後二時四十分開会
○委員長(平林剛君) たいまいより文
教委員会を再開いたします。
午前引き続き調査を続行いたしま
す。

○岩間正男君 午前中の矢嶋委員の質問に関連しまして、簡単に私は二、三の問題をお聞きし、また資料を要求したいと思います。それはほかでもございませんが、この前、愛媛の宇和島における研修会、女教員の研修会の問題で私は予算委員会で文部大臣に質問をいたしましたのであります。そのときの質問の中で、また当委員会では問題になったと思いますが、私そのとき当委員会に出席いたしております。しかし、その後様子を聞きますというのと、

予算委員会で答弁された御答弁と当委員会における御答弁と少し食い違いがあるところがあるんじゃないか。私は速記録をまだできておりませんので見

ておりませんけれども、この点で一、二ゼヒだしておきたいのです。それはこの女教員のこの前の宇和島における研修会、二月五日に行なわれた研修会の問題について質問をしまして、そ

の講師の一人である菊地正行氏のその後の講演に出した手紙、その中の問題で四点ほど私はあげております。その中で、「もしも人々が思い上がって、みずから国の主権者の地位を獲得したか

のように妄想し、天皇との関係がきのうまでとは逆転したかのように考えるならば、それは笑うべきこっけいというよりは、むしろあわれむべき悲劇であらう」¹、こういうような言葉、それが

ら最後に、「皇国護持の御ため御勇奮ひ
たすらお願い申し上げます」、こうい
うような全く憲法無視の言葉が出され
た。これに対して当日の荒木文部大臣
の御答弁は、ここに速記録にはつきり

出ております。今読み上げられましたことを承っております。格別そうひどいことじゃないように考えております。『こういうような御答弁、ところが私当委員会のその後の動きをお聞

きしますと、そういうような考え方、言い方というものは、まるで憲法を知らない人の言い分じゃないか、文相は当委員会で御答弁になったやに聞いておるのであります。そうしますと、予

算委員会の答弁と当委員会における答弁では相当の食い違いがあるわけなんですね。いずれが正しいか、この点、文相の御答弁としては非常に私は重大な基本的な問題に関連しておりますの

で、この際この点を明確にしたい。だ
きたいと、こう思うわけがあります。

〔委員長退席、理事豊瀬禎一君着
席〕

○国務大臣（荒木萬壽夫君） 新しい憲法を明確に理解して発言されたとは思えないと思います。少なくとも用語が適切を欠いておることだけは確かだと思ひます。

○岩間正男君　そうしますと、私に答弁された、「今読み上げられましたことを承っておりましても、格別そうひどいことじゃないように考えております。」という御答弁は、あのときの、

これは私ちょっと長いものを読み上げたものでありますから、お聞き漏らしがあったり、あるいは一問一答式に短かくやったわけではなかったから、そういう点から今のような御答弁があっ

たとも考えられますが、この御答弁ははっきりお取り消しになれますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 予算委員会のときの御質問、今、岩間さん御自身がおっしゃりましたように、むしろ

御質問の主眼点は、前の方をもっと長く御質問があったと記憶しますが、前の方に重点があったように私は受け取っておったのです。今特に読み上げられました点だけから申せば、当委員

会においてたしか矢嶋さんの御質問か
と思いますが、に対してお答え申し上
げたような気持ちでございます。今最
初にお答え申し上げたのと同じ趣旨で
ございまして、今私はまさしくそうい

う感じを抱きます。

○岩間正男君 それは前の方も大体似たような趣旨の点を四点あげているのです。私は時間の関係から前の方を略したのですが、ほとんど同じようなこ

となんですが、まあ今申しましたような問題につきまして、文相はお取り消しになったものと私は確認して進みなさいと思うのです。その点は、どさくさ

のこともありましたし、あの場の空気のこととあつて、一応そういう御答弁だと思いますが、はっきり矢嶋君に答弁された、その答弁を私たちは確認して進みたいと思います。

それからもう一つの問題ですが、皇國護持の御ため御勇奮ひたすらお願いします。このことについて文相は、こういう考え方はこれは憲法に違反しませんかどうかと私はお聞きしたので

です。これについて文相は、それは皇国護持という言葉は穩当でないと思います。こういうふうにはつきり考えておられますけれども、このこともあわせて確認しようございます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君)「皇國護持」という熟字みたいなものを講師が使いました主観的なことが邦辺にあるか、むろんうかがう余地もありませんけれども、その言葉の持つ意味合い

が、今日の憲法下においては適切でない、こう思いました。お答えしたわけではありません。

○岩間正男君　もう一点おかしな点は、やはり文相の御答弁の中に、先ほど

の籍地正行氏の言葉を私はあげまして質問した御答弁の中で、こういうことを言っておられるのですね。「現在も、今の憲法によりまして、天皇は国民団結の象徴である」という意味において

は天皇中心と言える。新しい意味における天皇中心のことを言ったのじゃないかと思えます。」というので、これは天皇中心というても、新しいというような解釈で答弁をされているのです。

しかし、これは非常に私は重大な問題だと思ふのです。こういふ一体解が成り立つかどうかという事は、むしろこれは時間をかけて論議をしなければならぬのですけれども、天皇中心という問題は、一つの戦前における、戦争中における概念があるわけですね。その概念についてはこれは否定されているわけですね。それを新しい解釈だということで、今これを新しい意味での天皇中心主義だといふふうな解釈で御答弁になつてゐるとすれば、これは私は客観性を持たないのじゃないか、こういうふうにかゝるのうふに今お考えになつておられますか、どうですか、この点はきつて憲法との関連で明確にしたいだきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 戦前も天皇中心、天皇中心とよく言われたことを、私もむろん承知しておりますが、従つてその部分を、現に講師の話全部聞いていない立場において、ピツク・アップされてお尋ねにあずかりましたときに、ほんとうは御答弁すべき筋合いじゃなかったかと思ひますけれども、言葉だけでかりに申し上げますれば、天皇中心という用語が、今の憲法を、もし十分に理解した人が使つたと仮定して申し上げれば、天皇は民族団結の象徴である、日本国の象徴であるといふ意味合いにおいては、天皇が憲法のしるべきに出できて、民族団結の象徴といふ意味における中心的な存在だといふ言えないことではない。しかし、戦前戦後を通じてみまう場合に、用語そのものが適切であつたとは思えないが、さりとてまづこゝから憲法に違反してゐるのだときめつけねば

ならないとも、いきなりは言いかねるであらうと、そういう気持を岩間さんには予算委員会でも御答弁したような記憶であります。

○岩間正男君 用語が適切でないといふことをお認めになつていらつしやるようですから、私はこれ以上追及しようとは思ひませんけれども、やっぱり象徴といふ問題と、それから天皇中心という形で日本人の概念の中にあるものとは非常に違ふ。この点やはり明確に私は峻別して明らかにすることが新憲法における建前だと、こういうふうにかゝるわけですから、この点、ことに文部大臣の立場としては、あいまいな形で、あなた自身が用語が適切でなかつたといふようなことをあとでつけ加えなければならぬような形でこのうなことをおっしゃるのには、私は間違ひじゃないか、まづいふのじゃないか、こういうふうにかゝる点、この点明確に、今後まづらわしい言葉、そして憲法の正確な、これでもって非常にあいまいになるような表現は、やはり今後差し控えていただきたい、こゝろ思ふのでありますが、いかがでありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) むろん今の御警告は同感でございます。ただ私は、研修会の席上における講師、その講師がどういふ方であるかも知れない、講師がしゃべつた一部分を抜き書き的に取り上げての御質問でございますから、一応の気持としては、講師の善意を前提としてお答えをするのが筋じやなかつたか、こゝろ思つて申し上げたのであります。むろん法律的に憲法を解釈する、純法律的な立場において厳密にいわれるならば、戦前に使

われた言葉そのまゝを新しい憲法の意味で使つたとは本人は思つておつても適切ではない、そういう意味で私は用語は適切でないと思ふのであります。

○岩間正男君 時間の関係から、ただいまの御答弁で私は確認して参りたいと思ふのですが、時間がありませんか、私はそこでこの前の研修会に関連して資料の御提出をお願いしたい。第一に、昨年からの愛媛県でこのような研修会が何回あるのか、この回数ですね、それから開催地、それから主催者、こういうものを調べて一つ出していただきたい。その次には、この愛媛県の北宇和郡ですか、宇和島教育事務所、こゝで行なわれた二月五日の女教員の研修会について次のことをお伺いします。主催者団体、それから会の趣旨、期間、会場、講師名、助言者名、出席者、できれば出席者の数、出席者の氏名、出席者の職名、それから次には日程、この日程を詳細に出していただきたい。それからその会で使われたテキスト、テキストの全文を出していただきたいのであります。さらにこれは西条の教育事務所でもこういうことが行なわれているようですね、女教員の研修会、この西条のも今のよう

な、この二つの点について詳細な調査をして、そうしてこの内容を当委員会に御報告をいただきたいと思います。できるだけの早い機会にいただきたいと思います。いまの御答弁は、私の前時間の関係がありまして文部大臣に詳しく質問することができなかつたわけですから、大急ぎで、質問時間が十四、五分のところまでやりましたので、全く大筋だけしかやるのができなかつた。それで、先ほどの矢嶋委員の質問とも関連しまして、これは非常に内容的には重要なものを持つてゐるわけです。この教育委員会の運営、教育委員会そのものがはたしてこれは教育基本法の、ことにまあ第十條との関連における形で運営されておるかどうか、これは非常に私たちとして今後は日本の教育行政をしにたいに検討する、ことに第一線の面において検討するためには重大な問題であると考えます。従ひまして、今の資料を早速に出していただいて、その資料を検討しまして、あらためて詳細な御質問を申し上げたい、こゝろ思ひます。きょうはまあ日程がほか

に詰まつておるようでありまして、以上を御答弁いただいて私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 宇和島のは、これは日にちが御指摘のと違つてですが、昭和三十六年一月七日、八日なんです。

○岩間正男君 一月ですか。日にちもそれじゃあなたの方が詳しいでしようから、それでけつこうです。あなたの方が正確でしやうから出して下さい。

○政府委員(内藤三郎君) 宇和島の方と西条の方につきまして御要求の資料を……。

○岩間正男君 それから全県下で行なわれた資料。

○政府委員(内藤三郎君) 承知しました。

○矢嶋三義君 午前中質問さしていただいたのでありますが、承るところによりまして、委員長理事打合会をあす開いて、他の案件ともにかなり時間をかけて今後の取り扱い方について御協議なさるそうでありまして、長らくいたします。その協議に必要だとい

う観点から、およそ二十分間程度引き続き質疑していただきたいと思います。

まず、先般、社会教育局並びに初管局関係で愛媛県の教育委員会に支出委任をなすつてゐる予算並びに補助金、しかし初管局、社会教育関係ですから、当然、管理局の学校建築補助金等を含みません。その金額をお伺ひしたわけですが、初管局関係は先般の要請に基づいて、きょうこゝに資料が出ています。この二十五万円だけといふことでよろしいのでしやうか。

○政府委員(内藤三郎君) 愛媛県教育研究団体に出した金は幾らか、こゝろお尋ねでございましたので、これを出したわけでございます。このほかに文教施設の普及徹底費が別にございます。これはこの前、額は申し上げたと思ひます。

○矢嶋三義君 初管局関係は承りました。で、社会教育局関係の資料をきういただいたのですが、これは総額幾らになるのでしやうか。

○政府委員(内藤三郎君) 主管の者がおりませんが、ここに述べられておるものは文部省から委嘱いたしました学級の数でございます。これが指定学級でございます。三万八千から四万の額でございます。この中で指定学級が幾つあるか、一般学級が幾つあるかといふことが明確になつておりませんので、総額を至急調べまして、後刻報告申し上げたいと思つております。それは社会教育の関係団体の補助額は下にございますように、これは二十五万といふことになつておるわけでございます。

○矢嶋三義君 その前者の婦人学級のトータルはあとでお教え下さるそうですが、後者の愛媛県婦人会、県連合婦人会というのですか、愛媛県連合婦人会と書いてあるのですか、母と子がよい映画を見る運動二十五万円と出ていますが、こういう補助金というものは大体各県均一に流されているのでしょうか。そう了承してよろしいでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 担当者を今呼んでおりますから、ちょっとお待ちいただいて、あとに回していただきますと思います。

○矢嶋三義君 先日こういう講習会関係の補助金、特に支出委任費については、その講習会等の計画書、それから実施後における報告書というものが当然文部省に提出されるはずで、愛媛県の場合にいかなる計画書と報告書が出ているか、写しを提出してほしいということでしたが、本日まで出ないのです。計画申請書も報告書も文部省には出ていないのでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) お手元に配りました愛媛県教育研究団体助成計画書、これは計画書でございます。なお多少細部のものもございますが、大体はこれでございます。報告書は四月三十日まで提出するように各県に要請しておりますので、四月三十日まで届くものと思っておりますが、若干おくれることがあり得ると思っております。報告書が参りましたら提出したいと思っております。

○矢嶋三義君 計画書は、これは何ですか、予算配分書かと思つたです。何をやるかわからぬですね、内容は。何を、どういう内容のことをやられる

かわからぬじゃないですか。愛媛県の教育協議会が主催する場合もあるわけですね、師友会と。そういう場合もあるわけですよ。そうなりますと、われわれが一つのケースで取り上げている、たとえば西条とか、宇和島事務所であったああいう内容の講習会でありましたら、国庫から支出することは絶対相ならぬと思うのです。だから補助金にしても、特に支出委任をしてやってもう場合は、その計画書というものはもうちょっと——もうちょっとどこではない、詳しい、どういう内容のものかというところがある程度特定されなければ、これでは計画書にならないと思うのです。宇和島の研究会、ああいうたぐいのものに国庫から支出されるということについては大きな疑義があります。そういう点で私はこれを取り上げて伺っているわけです。いかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) 計画書はこれで全部ではございません。もちろんこれは給付としてここに簡潔にしたわけではございますが、たとえば小学校部会でございますと、国語、算数、理科、音楽、体育、ずうっと並ぶわけでございます。その今お話しのような師友会との共催のようなものは、これとは全然関係はございません。それからお尋ねになりました例の中堅助成員の講習会につきましては、文部省の金は一文も使っておりません。

○矢嶋三義君 宇和島並びに西条等の講習会には、施策普及費等も一切使っていないということですね。

○政府委員(内藤三郎君) その通りでございます。

○矢嶋三義君 それはどうにでもでき

ますよ。県全体としては、そういう講習会とか、施策普及の予算が必要なのですね。県独自の予算と、文部省からきたのでプールするわけですよ。そして県は計画してやるわけだから、直接支出しないかもしれないけれども、愛媛県の教育を推進するために、文部省から流れていった施策普及費というものが役立っているわけだから、無関係なんというのではないわけですね。あなたも聞きもしないのに大いばりで答弁することはない。

○政府委員(内藤三郎君) この点は特に念を入れまして、先般御質問もございましたから、文部省の趣旨徹底の経費及び団体助成の経費がこれに使われたかどうかを確かめた上で、これに一文も支出しないということをはっきり言明いたしております。

○矢嶋三義君 帳面づらはそうなおる。それは了承しました。

○政府委員(内藤三郎君) そのほかこれは決算、どうせ報告書が参りますので、文部省としても決算いたしますので、どういふ経費に委託支出すべきかという問題も当然起きますし、会計検査院の検査もこれは受けなければなりませんので、この点は明確にしておきたいと思っております。

○矢嶋三義君 報告書は四月末に参るそうですから、特に焦点をしばって、昭和三十五会計年度における愛媛県教育委員会への助成金が幾ばくで、それをいかにように使途したという内容が明確にわかるものですね、愛媛県の教育委員会の報告書になってくると思うのですが、それを書面をもって出していただきます。今概要がわかっておればお答えいただきたい。詳細については

後日書面で出していただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 御要望に沿って報告書が参りましたら、提出いたします。

○矢嶋三義君 そこで私がこういう点を追及するわけは、愛媛県の教育行政がやや偏向を帯びておる。まあ反動かもしれないがね。そういう懸念が非常に強いので尋ねているわけです。しかも施策普及費の名のもとに、あるいは社会教育団体への補助金の名目で、国庫が支出されておりますからね。名目はともかく、幾らかの国庫が流れて参るといふこと、それは直接にあるいは間接に愛媛県の学校教育、社会教育施策の推進に関係しているわけですからね。それが憲法も理解していないような言動をするような人を講師に招いて、そして謝礼まで出して講習会をや

る。そういうような教育行政が行なわれておれば、これは大きな問題ですからね。その立場でこれを伺っているわけですから、できるだけ早い機会に、詳細な資料を出していただきたい。それからあすの委員長理事の打合せの参考になる点ですが、この調査結果の第二項に、津島町で、「勤勉手当の支給額に勤務成績による若干の差があるのは事実である」、こう書いてあります。しかし、組合員、非組合員のゆえをもって差別されてないかというところが書いてありますが、この勤勉手当の問題については、人事院としても特別な見解を持っております。だから幾たびか人事院は勧告いたしましたけれども、勤勉手当の割合を増額するような勧告はここ数年全くなしておりません。民間はいざしらず、官界において、特に教育公務員の職場において、勤勉

手当の支給額に差等をつけてやるという事例を僕は多くを知らません。ところが津島町の場合は差がつけてある。〔理事豊瀬一君退席、委員長着席〕

だから照会いたして、まあ人名を書けば支障があるとすれば、そこは譲ってよろしいですから、でき得くんば人名、人名に支障ありとすればABCでけこうですから、どの程度差等がある勤勉手当の支給をしたのか資料として御提出いただきたい。非常に特異なケースです。

○政府委員(内藤三郎君) これは三百円程度の差だそうでございます。人名につきましては、調査いたしましたお知らせいたします。

○矢嶋三義君 その内容は何ですか、ここにXという勤勉手当の金額があれば、多い人はそれより三百円多い。その二段階の差をつけてある。こういう意味ですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私が聞きましたのは、三百円程度の差があったことは事実だと、こう言っております。

○矢嶋三義君 これは非常に興味ある問題ですよ。それで、ぜひどの程度の差等をつけて支給しているのか出していただきたい。今の貨幣価値の時代に、一年に一度か二度出す給与に、三百円程度の勤勉手当の差額をつけて支給するといふ、その支給者のお考えもこれは非常に興味がある問題だと思つた。しかも受ける人は教育者なんですからね。これは勤務評定の問題とも関連してくると思うのですが、相当なことをやっておられるのです。これは調査の上、場合によっては査定者

の御意見も承りたいとさえ、私は興味しんしんたるものを感じます。そういう資料を出していただきたい。

それから指定いたしておきますが、この調査の第三項、これは午前中質疑いたしました、この真否はぜひとも明確にせなければならぬと思っております。それから第六項、この御婦人の先生の家に教頭が行って云々としたという点ですね。これは人権とも関係がありますので、ぜひとも明確にせなければならぬ問題だと思っております。それから第八項の、妊娠中の女子教員に対して、授業時間中に校長が呼び出して、転任問題と教職員組合に入っている問題と関連づけて話をしたということ、この調査と著しく違っておりますので、これも地公法違反、人権問題という角度から、ぜひとも事の真否を明確にせなければならぬ問題だと思っております。それから九番、これははっきり証人がいて、国会に出て証言をすると言っておりますからね。しかも午前中、氏名を特定いたしました、中田という管理主事は、これは人事権を持っていての方ですからね。行政権力を背景に、たとい旅館の一室とはいえ、そういう場で先生に対して、私が申し上げたようなことを言ったということ、これは、文部大臣も午前中認めたように、非常に重要なことだと思います。これは隣の部屋で聞いておった人が、どこにでも出て証言をすると言っておりますので、明確にぜひともせなければならぬと思っております。それが事実と反した場合には、私質問させていただきますので、誤っていた場合には私は本委員会において遺憾の意を表明する用意があります。

それから午前中ちょっと触れましたが、師友会という団体は、公安調査庁の関次長に個人的に聞くと、小さい声ながら、右翼ですよ、こういうわけですね。この支部長竹葉委員長さんが勤められて、その庶務を愛媛県教育委員会の社会教育課の某主事がやっておるということは県議会で応答されておるのですが、その事実を説明する必要がありまして、それが事実とすれば、これは公務員法違反にもなりますし、かなり重要なことと思っております。私は直接調べておりませんが、愛媛県の議会の速記録にそれが出てきておりますので、明解にする必要があると思っております。それから午前中も出ましたが、この井村教諭、この人はILOに提訴した、提訴しないということ、いろいろ現地で上司の人から取り調べられ、書類等も作成させられたお方ですが、それだけに非常に僕は調査に行つたときに、どこかに飛ばされるのではないかと、どこかに心配をしておりました。はたかな、夫婦ともに飛ばしておるわけですね。お二人とも城辺町という南宇和郡の中心地、県の出先機関もあるわけですから、そこに住居をかまえて、その自宅から夫婦共々せぎで動められておったわけですね。そうして御主人は福浦に、奥さんは船越に、新聞によると転任させられておる。非常にへんびな所ですよ。転任させられたが、通えば通えないことはない、近い距離だということ、これを愛媛県教育委員会は文部省に電話連絡したそうだが、私はまことにこれは不都合なことだと思つたわけですね。明らかにこれは井村御夫婦が組合に残つておるということ、それから井村教諭は教育研究協議会に勧誘されたと

いうことを述べたその書類がILOにいて、本部に届いて、その反論をILOの本部省から文部省に求めて参つた。それから文部省の要求によつて、愛媛教育委員会が宇和島の教育事務所を通じて校長並びに本人を取り調べた、そのILOの提訴問題と関連があつて、こういう人事が行なわれたといふことは常識をもつて判断されますか。私は感情人事、不当人事だと判断します。お二人には非常に気の毒なことだと思つた。この点については愛媛県教育委員会が自主的に是正されることを念願、要望します。国会にまでこれは問題になつたわけですから、文部省の所管局長としても善処されることを要望申し上げます。

ここで質問を一応結んで、明日の委員長理事打合会の協議の結果を待つて、あらためて私の質疑の態度をきめますが、特に意見として申し上げ、御所見を承つておきたいことは、組合への不当干渉、介入ですね。すなわち憲法の勤労者の団結権、地方公務員法の職員団体結成、そういう法で保障されている勤労者の基本権利に対して不当干渉、介入が行なわれていること、具体的には地公法違反並びにそれのおそれがあることが数多く愛媛県教育行政の中に現存しているということ、これは重大で、それを明確にせよ、これに思ふのです。で、誤りがあるといふことになれば、早急に、先般約束した通りに、教育行政の組織及び運営に関する法律の五十二条で是正していただくべく、早急な対応を仰いで、日本の法律のワケ内で教育行政が行なわれているわけですから、偏向性

がかなり露骨になりつつある、しかもその偏向性を宇和島の教育研究協議会に見られるごとく、教師に強要する、あるいは強要したと強く疑われるような事態が起つておるという点は明解にする必要がある。そして私が調査し、私が主張している角度に近い事実が判明したならば、かつて文部大臣が本委員会に答弁したように、これまた愛媛県教育委員会に注意を喚起するとともに、法に基づいて、すなわち地方教育行政の組織及び運営に関する法律の五十二条によつて是正の措置をしていただかなければならぬ、これが私の質疑の目的であり、重点とするところであります。明日、委員長理事打合会で御検討下さるそうですが、それを前提として一応ここで質問を切りますが、最終的に、私がピントを合わせて若干意見を申し述べ、もしかくかくの事実があるならば、かくかくにすべきだという要望を含めて発言をしたわけですが、その所見に対して、結びとしてあらためて文部大臣の御所見を承つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) およそ法律制度に違反することは許されないと申します。もし違反した事実が明確でありとするならば、これまた法律制度に従つて処置するべきことと存じます。

○矢嶋三義君 私は幾つかの、私の調査に基づいてという条件のもとに質疑をして参りましたが、一致した点と食い違つておる点がありますけれども、とにかく先ほど私が申し上げたように、事の真否を明確にする必要があるということ、文部大臣としても本席

上で聞いておられて認識されたと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) もちろん明確にさせるべきものと思ひます。ただ問題によりましては、事の当否を制度に基づいて救済する規定もあるようございまして、そういう手段を通じてでない、最終的に明確にならないこともあるいはあるかもしれません。いづれにしても、法律制度の命ずるままに明らかにし、処置すべきものはするといふ考え方は当然のことと心得ます。

○政府委員(内藤三郎君) ちょっとさっきの質問を確認させていただきます。このお話をいたしましたので、実は確認していただきたいと思います。第一の点は、津島町において教職員の勤勉手当の支給額に差等があった、その支給額を出すということが一点。○矢嶋三義君 どういう角度から差等があったか。○政府委員(内藤三郎君) それは勤務成績による差等でございまして。それから第二番目に、城辺町教育委員会委員が発言したという点でございまして、これは先ほど矢嶋委員から、浜見委員が言つたという名前が出ましたので、これは私も調査をさせていただきます。私も私どもは実は、教育長がこういうことを言つたのだらうというので、教育長を調べたわけでございますが、その事実はなかったもので、これは浜見委員の言動についてさらに調査を進めます。次に、六番目の西教諭の問題でございますが、これは教頭の証言がここに出ておまして、これ以上私ども

としては調査ができかねますので、もしこういう事実があるということがございませうれば、一つもつと具体的に御指摘いただかないと、これは調査の進めようがないのでございます。それから、七番目の西浦小学校の、郵便局員——何か山の字のついた者だそうです。これは調査していただきます。次に、八番目の妊娠中の女子教員四人というお話でございますが、私どもの調査では、妊娠している女子教員は三人しかいない。ところが、ここに校長の証言が来ておりまして、県下の教育界の情勢について、そのときどき、いろいろな情勢を知らせ、話し合うことはした、しかし、教組の脱退と人事問題に関する発言のときは絶対にいたしていないという、本人の署名入りの証言が来ておりますので、これはこれ以上私は調査が困難かと思っております。もし反証がございませうればあげていただきます。それから、九番目の点でございますが、これは先ほど中田管理主事という御指名がございましたので、これはさらに調査を進めさせていただきます。

許されませんけれども、それ以外に事務をとったからといって、とやかく言うべき性質のものではないと心得ておりますが、ただ一応これも調査いたします。

れ申し上げるべき筋合いではないと思ひます。

した、こう言つて出される資料というものは、この客観的な信憑性というものは薄くなる。疑つてはいけなけれども、そういう事態が起こりやすい。これについて私は努力すべきだと思ひますが、この調査の態度について、どのような努力を展開されたか。もつとも時間の制約があることですが、私はできると思ひます。あくまでやはり当委員会の要求する、事実を事実として明らかにするという態度でこの調査をされるか、このことを私は最後に念のために伺つておきたいと思ひます。

の肩を持つような資料を出しておるとはわれわれ考えたくない。だから言っているのではありませんけれども、文部省は、やはりそういう点で、当委員会あるいは矢嶋委員の要求している趣旨というものは、これは明らかだと思ひます。それから、そういう点から十全の努力をされることを切望したいのですが、どうでしょうか。これは文部大臣にお伺ひしておきます。

○矢嶋三義君 師友会の件は。

○政府委員(内藤三郎君) 師友会の件につきましては、これは調査をいたしますけれども、いかなる公務員といえども、どういう団体に加入するかどうかは、これは自由でございませう。……

○岩間正男君 この資料をもらつて先ほどから見ていて、ちょっと感ずるところなんです。この文部省の調査の態度ですね。この中には明らかに、たとえば教育委員、そういう人の身分に關すること、つまりその人の不利益になるようなことさへも調査の対象になっているわけですね。こういうときに、あなたたちの調査の態度としては、その教育委員会の系統だけを通過して調査をして、ここに資料として出すということでは、文部省の段階においても私は十全の努力をなされたものとは思へない。これは今の機構上やむを得ないと言へばそれまでのことだが、しかし、政府機関だけではなくて、もつとこの実態をつかんで、当委員会に正確な客観的な資料を提出するのが、これは私は当然文部当局の任務だと考へるのですが、この点でどうございませう。たとえば、先ほど矢嶋委員の指摘した、転任させられた、そうして、まるでへんぴな半島のこつちとこつちのはずれに転任させられた。通えば通えるというのですけれども、これなんかも、明らか

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは、都道府県教育委員会に御指摘になった事実を正確に伝えて、そうして的確に資料を提出したいたしたもの、特に名前が出てくるようなものにつきましては、それそれ署名捺印した書類が来ておりますので、それ以上追及する手段もございせんので、反論がございませうれば、反証をあげていただきます。さらに調査の方法もございませうけれども、責任ある人が責任ある措置をとっておりますので、これはいたし方ないと思ひますのでございませう。

○岩間正男君 そうすると、それだけの信憑性しかない資料だということは明白になります。私は今具体的な一例をあげたわけなんですけれども、ことに不利益になる人から聞いた、そういうようなものを客観的な資料として出されても、はたしてどれほどの私これを信頼するに足るものを持っていますか、文部省としてやむを得ないと言へけれども、明らかに今の問題なんか、私はもつと念入りに心を働かしてやればわかるものじゃないか。まさか文部省が、そういう不利益な立場の人

○矢嶋三義君 師友会の件は。

○政府委員(内藤三郎君) 師友会の件につきましては、これは調査をいたしますけれども、いかなる公務員といえども、どういう団体に加入するかどうかは、これは自由でございませう。……

○岩間正男君 この資料をもらつて先ほどから見ていて、ちょっと感ずるところなんです。この文部省の調査の態度ですね。この中には明らかに、たとえば教育委員、そういう人の身分に關すること、つまりその人の不利益になるようなことさへも調査の対象になっているわけですね。こういうときに、あなたたちの調査の態度としては、その教育委員会の系統だけを通過して調査をして、ここに資料として出すということでは、文部省の段階においても私は十全の努力をなされたものとは思へない。これは今の機構上やむを得ないと言へばそれまでのことだが、しかし、政府機関だけではなくて、もつとこの実態をつかんで、当委員会に正確な客観的な資料を提出するのが、これは私は当然文部当局の任務だと考へるのですが、この点でどうございませう。たとえば、先ほど矢嶋委員の指摘した、転任させられた、そうして、まるでへんぴな半島のこつちとこつちのはずれに転任させられた。通えば通えるというのですけれども、これなんかも、明らか

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは、都道府県教育委員会に御指摘になった事実を正確に伝えて、そうして的確に資料を提出したいたしたもの、特に名前が出てくるようなものにつきましては、それそれ署名捺印した書類が来ておりますので、それ以上追及する手段もございせんので、反論がございませうれば、反証をあげていただきます。さらに調査の方法もございませうけれども、責任ある人が責任ある措置をとっておりますので、これはいたし方ないと思ひますのでございませう。

○岩間正男君 そうすると、それだけの信憑性しかない資料だということは明白になります。私は今具体的な一例をあげたわけなんですけれども、ことに不利益になる人から聞いた、そういうようなものを客観的な資料として出されても、はたしてどれほどの私これを信頼するに足るものを持っていますか、文部省としてやむを得ないと言へけれども、明らかに今の問題なんか、私はもつと念入りに心を働かしてやればわかるものじゃないか。まさか文部省が、そういう不利益な立場の人

○矢嶋三義君 師友会の件は。

○政府委員(内藤三郎君) 師友会の件につきましては、これは調査をいたしますけれども、いかなる公務員といえども、どういう団体に加入するかどうかは、これは自由でございませう。……

○岩間正男君 この資料をもらつて先ほどから見ていて、ちょっと感ずるところなんです。この文部省の調査の態度ですね。この中には明らかに、たとえば教育委員、そういう人の身分に關すること、つまりその人の不利益になるようなことさへも調査の対象になっているわけですね。こういうときに、あなたたちの調査の態度としては、その教育委員会の系統だけを通過して調査をして、ここに資料として出すということでは、文部省の段階においても私は十全の努力をなされたものとは思へない。これは今の機構上やむを得ないと言へばそれまでのことだが、しかし、政府機関だけではなくて、もつとこの実態をつかんで、当委員会に正確な客観的な資料を提出するのが、これは私は当然文部当局の任務だと考へるのですが、この点でどうございませう。たとえば、先ほど矢嶋委員の指摘した、転任させられた、そうして、まるでへんぴな半島のこつちとこつちのはずれに転任させられた。通えば通えるというのですけれども、これなんかも、明らか

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは、都道府県教育委員会に御指摘になった事実を正確に伝えて、そうして的確に資料を提出したいたしたもの、特に名前が出てくるようなものにつきましては、それそれ署名捺印した書類が来ておりますので、それ以上追及する手段もございせんので、反論がございませうれば、反証をあげていただきます。さらに調査の方法もございませうけれども、責任ある人が責任ある措置をとっておりますので、これはいたし方ないと思ひますのでございませう。

○岩間正男君 そうすると、それだけの信憑性しかない資料だということは明白になります。私は今具体的な一例をあげたわけなんですけれども、ことに不利益になる人から聞いた、そういうようなものを客観的な資料として出されても、はたしてどれほどの私これを信頼するに足るものを持っていますか、文部省としてやむを得ないと言へけれども、明らかに今の問題なんか、私はもつと念入りに心を働かしてやればわかるものじゃないか。まさか文部省が、そういう不利益な立場の人

○矢嶋三義君 師友会の件は。

○政府委員(内藤三郎君) 師友会の件につきましては、これは調査をいたしますけれども、いかなる公務員といえども、どういう団体に加入するかどうかは、これは自由でございませう。……

○岩間正男君 この資料をもらつて先ほどから見ていて、ちょっと感ずるところなんです。この文部省の調査の態度ですね。この中には明らかに、たとえば教育委員、そういう人の身分に關すること、つまりその人の不利益になるようなことさへも調査の対象になっているわけですね。こういうときに、あなたたちの調査の態度としては、その教育委員会の系統だけを通過して調査をして、ここに資料として出すということでは、文部省の段階においても私は十全の努力をなされたものとは思へない。これは今の機構上やむを得ないと言へばそれまでのことだが、しかし、政府機関だけではなくて、もつとこの実態をつかんで、当委員会に正確な客観的な資料を提出するのが、これは私は当然文部当局の任務だと考へるのですが、この点でどうございませう。たとえば、先ほど矢嶋委員の指摘した、転任させられた、そうして、まるでへんぴな半島のこつちとこつちのはずれに転任させられた。通えば通えるというのですけれども、これなんかも、明らか

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは、都道府県教育委員会に御指摘になった事実を正確に伝えて、そうして的確に資料を提出したいたしたもの、特に名前が出てくるようなものにつきましては、それそれ署名捺印した書類が来ておりますので、それ以上追及する手段もございせんので、反論がございませうれば、反証をあげていただきます。さらに調査の方法もございませうけれども、責任ある人が責任ある措置をとっておりますので、これはいたし方ないと思ひますのでございませう。

○岩間正男君 そうすると、それだけの信憑性しかない資料だということは明白になります。私は今具体的な一例をあげたわけなんですけれども、ことに不利益になる人から聞いた、そういうようなものを客観的な資料として出されても、はたしてどれほどの私これを信頼するに足るものを持っていますか、文部省としてやむを得ないと言へけれども、明らかに今の問題なんか、私はもつと念入りに心を働かしてやればわかるものじゃないか。まさか文部省が、そういう不利益な立場の人

○矢嶋三義君 師友会の件は。

○政府委員(内藤三郎君) 師友会の件につきましては、これは調査をいたしますけれども、いかなる公務員といえども、どういう団体に加入するかどうかは、これは自由でございませう。……

○岩間正男君 この資料をもらつて先ほどから見ていて、ちょっと感ずるところなんです。この文部省の調査の態度ですね。この中には明らかに、たとえば教育委員、そういう人の身分に關すること、つまりその人の不利益になるようなことさへも調査の対象になっているわけですね。こういうときに、あなたたちの調査の態度としては、その教育委員会の系統だけを通過して調査をして、ここに資料として出すということでは、文部省の段階においても私は十全の努力をなされたものとは思へない。これは今の機構上やむを得ないと言へばそれまでのことだが、しかし、政府機関だけではなくて、もつとこの実態をつかんで、当委員会に正確な客観的な資料を提出するのが、これは私は当然文部当局の任務だと考へるのですが、この点でどうございませう。たとえば、先ほど矢嶋委員の指摘した、転任させられた、そうして、まるでへんぴな半島のこつちとこつちのはずれに転任させられた。通えば通えるというのですけれども、これなんかも、明らか

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは、都道府県教育委員会に御指摘になった事実を正確に伝えて、そうして的確に資料を提出したいたしたもの、特に名前が出てくるようなものにつきましては、それそれ署名捺印した書類が来ておりますので、それ以上追及する手段もございせんので、反論がございませうれば、反証をあげていただきます。さらに調査の方法もございませうけれども、責任ある人が責任ある措置をとっておりますので、これはいたし方ないと思ひますのでございませう。

○岩間正男君 そうすると、それだけの信憑性しかない資料だということは明白になります。私は今具体的な一例をあげたわけなんですけれども、ことに不利益になる人から聞いた、そういうようなものを客観的な資料として出されても、はたしてどれほどの私これを信頼するに足るものを持っていますか、文部省としてやむを得ないと言へけれども、明らかに今の問題なんか、私はもつと念入りに心を働かしてやればわかるものじゃないか。まさか文部省が、そういう不利益な立場の人

別個の問題でございますが、行政府としましては、今の制度上、そうそう立ち入って、すべてを疑ってかかるわけには参るまいと、こう思います。

○岩間正男君 それじゃ明確にしておきますが、ただし、これを出した限りにおいては、文部省の責任において出したのだという点は明確に確認しておきたい。それはようございませう。

○政府委員内藤三郎君 その通りでございます。

○豊瀬一君 前回の本件の調査の際に、私は、主として文部大臣に対して、憲法二十八条と九十九条の関係についてたまたまわけです。それと同時に、教育基本法で定めるところの教育行政の責任と権限についてもたまたまの答弁された、それぞれの法規に基づいた権限を持っている機関に対する文部省のあり方というか、地方機関の権限を尊重していくという態度につきましては、本件はもちろんのこと、大学入試問題を通して、終始りっぱであるし、賛成だと思えます。しかしながら、問題の本質は、大臣が前回も答弁された二十八条と九十九条に関する大臣の憲法違反の疑いのある見解、この見解が文部省の教育行政の中にじみ出てきているし、この教育行政の考え方に立って、地方教育委員会が、各委員が指摘したような人事を行ない、講習会をやっているというところに問題があると思う。しかも、本件調査は、なるほど大臣が言われるように、地方の正規の機関が責任を持って出した資料です。従って、文部省としてはこれを信用されるというのは当然であろうと思ひますし、疑いははさみません。し

かし、問題は、矢嶋委員が前回から今日に至って種々指摘しておりますように、事実と異なっているということ、特に私がここで再度調査されるにあたって、大臣に特に指摘しておきたいのは、何らかの事犯を起して処分された問題に対する反論の問題ではなくして、教育行政が明らかに偏向を行なっているという角度に立った事実の指摘であります。従って、調査の態度も、あくまでも教育行政の基本的なあり方はどうあるべきかという点に立っている。行政機関に対する調査と同時に被害者あるいは被害者を阻害するところの同僚諸君に対しても十二分の調査を行なわなければならない、本件の真相は明らかにしないし、歴年繰り返されている愛媛県教育委員会の偏向教育行政の責任ある是正はできないと思ひます。従って、矢嶋委員が指摘した、あるいは岩間委員が要求した資料並びに調査につきましては、新たな教育行政の姿勢をたまたまという角度に立って、もっと真摯に、しかも慎重に調査をしていただきたいのを要望すると同時に、特に各委員からも指摘されたように、本件につきましては、私どもとしては、決してこれはイデオロギーの論争ではなくして、教育行政による個人の権限の侵犯であるという角度に立っておりまうので、与党の皆さん方も本件の真相究明に對しましては十分の御協力と慎重さをもって臨んでいただくことを強く要望しておきたいと思ひます。

○説明員(赤石清悦君) 矢嶋委員からの御質問にお答えいたします。

婦人学級の愛媛県の総額は、百十九万四千円でございます。それから団体

に対する、婦人会に対する補助は、母と子がよい映画を見る運動でございますが、これは親子映画会を活動に行なう、子供と母親がよい映画を見ようというもので、そのいいフィルムを購入する費用と、それから巡回に要する費用がおもでございます。それが大体対象になっております。二十五万八千円です。

○矢嶋三義君 それがすべてですね。

○説明員(赤石清悦君) そうです。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

○委員長(平林剛君) 次は、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○矢嶋三義君 日本育英会法の一部を改正する法律案について質疑いたします。簡単に項目別に伺って参りますから、お答えをいただきたいと思ひます。

まず、文部大臣にお伺いします。この法律の中に小学校、中学校、高等学校とありますが、この中には盲聾学校の高等学部並びに小中、中学部は入っておると判断いたしますが、相違ございませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の通りと存じます。

○矢嶋三義君 入っているということですが、当然そうだと思いますけれども、法の運用の場合にまぎらわしいと困りますから、小学校、中学校、高等学校のところに、盲聾学校の小学校部、中学部、高等学部を含むというように、念を入れて特定してはいかかと思うのですが、そういう必要はないと思ひませんか、いかがでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私どもはその必要がないと存じております。

○矢嶋三義君 重ねて申し上げますが、小学校、中学部、高等学部が入っているが、こういう活字で十分誤りなく法の運用ができる、こういう御見解でございますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さようでございます。

○矢嶋三義君 法律によりましますと、盲聾学校、聾学校の何学部を含むと書いてある法律と、書いてない法律があるのですよ。一貫してないのですね。学校教育法の第一章の総則第一条には、「この法律で、学校とは、云々と、ずっと並べてあるわけです。だから、大臣の責任ある答弁がありましたから、法の運用には誤りはないと思ひますけれども、大臣が永久に大臣の職にあるわけではない。それから法律というものは、成立した後には、これを運用する行政官の手によって解釈され、ややもすると独走しがちなものです。だから、そういうあやまちのないようにするために、念のために書いていたらいかがかという見解を持っていますことだけを見解表示いたしておきます。大臣の御見解は御見解に承っております。

次に、大蔵政務次官にお伺いします。この育英資金の運用は、最も効率的で回転をよくすることが大事だと思ひます。それで予算編成作業を担当されておる大蔵当局としては、この日本育英会の返還金の回収状況等についてはどういう御見解を持ち、また意見を表明されておられるか承りたいと思ひます。

○政府委員(田中茂穂君) ただいま御指摘の通り、この育英会の資金の回転はできるだけ効率的に行なう必要があるわけでございますが、残念ながら今日のところなかなか効率的に返還がなされてない面が多々あるわけでございまして、それらにつきましては、三十五年度におきまして、一応試験的に外務徴収員というものを十名程度置きまして、それぞれ職場に派遣しまして徴収するような制度を考えてやっただけでございますが、その成績が割に良好でございますので、三十六年度におきましては、なおこの制度を相当広げて参りたい、そうして徴収をできるだけ確実にやりまして、効率的な運用をはかって参りたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 重ねて伺いますが、今回返還免除規定を拡大したわけですが、私は石田労働大臣から伺ったのですが、最近の職業訓練という立場から、また日本の労働力の質的向上という立場から、職業訓練所が非常に重要である。従って職業訓練所に勤めている該当者に対して、返還金を免除してほしいという意見を持ち、水田大蔵大臣と話したところが、大蔵大臣は了承したということを受けているわけですが、さようになっているわけですね。

○政府委員(田中茂穂君) もともと育英会の資金というのは、教育の再生産をはかるという意味においてこの制度があるわけでございまして、そう

いう観点から、今回拡大いたしましたけれども、その本旨にのっとりましての拡大をはかったわけでございまして、今御指摘の、労働大臣から職業訓練所の職場についた者についてはどうか、水田大蔵大臣が了承したというようなお話もございましたけれども、大臣として、その職業訓練の業務に携わる者は、これは人材の育成という精神とは若干異なりますので、今回はそれを適用外にいたしております。大臣が了承したということは私は聞いておりません。

○矢嶋三義君 これはおかしいよ、あなた。人材の育成だけに限定したのである。施設の教育の場においても免除されるのですよ、厚生省所管。だから、あなたの方の人材の育成云々というのとはおかしいですよ。職業訓練所なんて、りっぱな日本の生産増強に対する人材を育成するのだから。これは石田労働大臣から強力な発言があった。閣議ではおおむね了承された。それに基いて法文作業が行なわれたわけです。だから私は当然職業訓練所は含まれていてと解釈しておるのです。人材の養成です。答弁をはっきりせぬと長いこと時間がかかりますよ。

○政府委員(田中茂穂君) 一応、労働省からそういう御要望があったことは事実でありますけれども、育英資金というものは、やはり先ほどから申しますような趣旨ののちとてできた制度でございますから、あくまでも人材の育成を再生産するという業に携わる方に対する免除の恩典を行なっておりますわけです。職業訓練というものは、これはあくまでも行政的な措置によっ

てなすべきものであるというふうに私は解釈いたしておりますので、閣議でそういうお話し合いがございましたというところは私は聞いておりませんし、今回も適用からはしてあります。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います。私はこれは非常に心外なんです。それで確認したいと思つて伺つておるのですが、文部大臣の見解をもつても、技術者が非常に不足してゐる。いずれまたお伺いしますけれども、大学の理工系卒業生だけで、昭和四十五年までに約十七万何人が不足する。今の計画では、本年度の予算のベースでいくならば約七万程の不足が充足できない。残りの十万人の充足については、職業訓練所の教育に充てて充足したい、こういうことを文部大臣は衆参を通じて御意見を發表されておるわけですか。再生産と結びつきます。人材養成でもあります。それから国家的な要求として、当然、石田労働大臣の見解はいろいろあるべきである、そういう意味で、僕は閣議は異議なく了承されたというニュースを正直に承つておたわけです。で、職業訓練所に就職した人を免除をしないとなれば、これは閣内においての意見不統一ですよ。それから文部大臣が約十万人の不足——十万といつたら過半数ですよ。半分以上ですよ。そういう者の充足をそういう職業訓練機関で補充したいというそのこと、これは矛盾すると思う。どういふ経過をたどつて、いかうなつておるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど田中政務次官がお話しになった通りでございます。閣議で労働大臣からそういうふうな御要望があったことは事実であります。そこでよく検討しよう、してみようということに相なつた次第でございます。検討しました結論は、今お話しした通り、この育英会の制度の本来の建前を考へてみると、やはり純粹の意味の教育を基本として考へていくことが適當であらう。もとより、国全体から見ましての教育という純粹な場を離れて、一般的に人材育成が必要であることは、これは御指摘の通りでございますけれども、育英会の制度はやはり教育の場を通じての人材育成に奨励の氣持を注ぎ込むという趣旨であるならば、その範囲に限定し、しかも、もうちょっと拡大していく必要があり、余地があるから、その限度内のご改正案として御審議を願ひ、こういうことに相なつた次第でございます。

○矢嶋三義君 意見が違ひますけれども、これ以上やれば討論になりますから、次の問題に移ります。で、大蔵政務次官に伺ひますが、この国民所得の格差是正とか、地域格差の是正とかということが言われておる。それとも私は無関係でないと思ふのですが、この育英資金は五十数億なんですけれども、ある特定の人に多額のものがいくよりは、日本の今の国民所得の状況、格差からいって、憲法に言う教育の機会均等という線を頭に描いて、広く行き渡るような、そういう構想で、僕は予算編成すべきものだと思うんですが、どういふ見解を大蔵省の側ではお持ちですか。

○政府委員(田中茂穂君) ただいまの矢嶋委員の御意見には本質的には私も賛成であります。教育の機会均等、また、特に将来理工系の人材を養成しなければならぬが、またそれに、教育の衡に当たる人材もつちかわなければならぬ。そういうことで、どうしても地域的な格差あるいは所得格差をなくするための国民全般の水準を上げる、教育の水準を高めるといふ意味から言ひまして、できるだけ幅広くこの制度を適用せしめる必要がある。そういう観点から、今度の予算編成におきましても十分配慮いたしまして、まだ不十分な点もあろうかと存じます。しかしながら、財政の許す範囲内におきまして、できるだけこの育英資金の原資というものをふやして、幅広く適用を進めていく、こういう私どもは見解を持っております。

○矢嶋三義君 私と原則論は同じで、十分生かしたということ、それは言ひませう。それで佐々木主計官に伺ひます。あなたは来年度の予算も査定するに違ひない。そのうちに主計局次長になつて、局長にもなれるかもしれないから伺つておきますが、どういふわけでこの全日制高等学校の三〇%、定時制高等学校の二〇%を動かす数字を査定したのか。今の原則論からいって、当然、全日制高等学校の生徒数の三〇%、定時制高等学校の二〇%というのとおかしい。文部省の概算要求は、おのおの一〇%要求しているじゃないですか。一〇%です。で、その総額はどうか、国家財政の全般からいって妥当かどうかかわからない、にわかに三十三億円を要求した。ところがあな

た方の査定は五十三億九千万円にとどまつてゐる。その金額の大小よりは内容が問題で、ここに實際、全日制高等学校、定時制高等学校の希望者の査定等からいって、三〇%、二〇%なんかというのとは絶対にいけない数字ですよ。これは育英会の事務をやっている人から学校長まで言つてゐるわけですか。だから、文部省はつまつましかにやつたのですが、一〇%要求した。ところが一〇%も動かしてないじゃないですか。十分尊重したと言へないじゃないですか。これは文部省が一〇%要求した、これは私はむづかしい要求じゃないと思ひますよ。これが七〇%か、あるいは悪くても六〇%以上だったら私は質問しない。ところが来年度全日制三〇%、定時制二〇%と押えて全然動かさなかつた。断じて私はこれは了承できない。しかも池田総理は、院外において、あるいは施政演説において、育英制度の拡充ということをやつたつてゐる。許されないう査定をしたのか、一つ査定した人の立場から所見を承りたい。

○政府委員(田中茂穂君) 非常なおしかりを受けましたけれども、文教予算につきましては……。

○矢嶋三義君 いや、もうそんなこと言ひなさんな、ほかのことはいいで。○政府委員(田中茂穂君) 漸進的にやつていこう、こういうことで、今回はまあ全日制その他につきましても率が低かつたということはあるかと思ひますけれども、やはりこれは一ぺんにその予算額をふやすということ、は、なかなか、全般的な関係からまあ十分とは言へなかつたわけでございます。

す。昨年に比べまして八億五千万ふえておる。ですから、これから漸進的に、できるだけふやしていこうという考え方を持っております。これで十分でございますならば、説明員からお答えさせます。

○矢嶋三義君 了承できない。漸進という言葉は、この三%が四%になっておつたら私はこれほど大きい声は出さない。三%をこえておられないじゃないですか。そうして、田中さん、よく聞いて下さい。特別奨学生——文部省は御承知のごとく大学を五千要求した、高等学校は六千だったのが八千と要求したわけですね。そうしたところが、それは大学を八千にして、それから高等学校一万二千と、あなたの方でふやした査定をした。そうでしょう。そうして、かくのごとく育英をやっているといつてPRした。育英資金制度なんか宣伝じゃないですよ、宣伝の具にすべきじゃないですよ。むしろ文部省の要求の方が私は筋が通つておると思う。大学の特別奨学制度は初めて始まる。高等学校の特別奨学生は、こゝし初めて卒業する。そういう人が高等学校に入つたときに採用されたのは五千だから、こゝしの大学の特別奨学生は五千、こういうならば筋が通つてい

て、そうしてあなたの方で編成なんか何したのだから、あと増加した分については六カ月予算を組むというふうな組み方をしているわけである。絶対納得できないです。今、来年度三%なり二%の数字を検討するといった答弁をしたならば、僕はもうあまり時間をかけない。

○説明員(佐々木達夫君) お答え申し上げます。育英制度を拡充するという方向につきましては、ただいま田中政務次官が申されたように、今後ますます進めていかなければならぬと思ひます。ただ育英制度を拡充する方向といたしまして、従来のやり方を検討いたしまして、より正しい姿に持っていくという点も、われわれ査定官の態度としては非常に考えなければならぬ問題だと思ひます。そうした場合に、先般設けられました特別奨学制度、この制度は非常にいい制度であります。と言ひますのは、全国画一的にある一つの一定の資格試験というものをやつて、全国どこの人でも同じ資格を持つておるものが一律に与えられるという制度でございます。それから割合にこの金額を増加いたしていくというふうな点から、この特別奨学制度を今後ふやすならふやすべきだ。従来の一般奨学の問題、これは従来やってきたのであります。その問題につきましても、いろいろの問題点がござひます。たとえばこれは一律に学校に配布する、従来の実績を考へて配布する、あとは審査過程においていろいろな問題があらひますけれども、ある学生とある学生は同じような条件であつて、はたして同じように平等に配られるかという審査機構その他から見ますと、必ずしも十分とは言えない。従ひまして、今後育英制度を拡充するとするならば、特別奨学制度を逐次拡充して、むしろこういう一般奨学生のものをそこに吸収していくべきじゃないかという考え方をわれわれはとつております。純粋に考へまして、一般奨学制度と特別奨学制度と比較いたしますと、これは明らかに特別奨学制度は進歩した制度であります。従ひまして、進歩した制度をだんだん拡充していくというのが私らの査定の態度でありまして、そういう意味におきまして、一般奨学制度を大体前年度並みに押えて、特別奨学制度につきましても画期的な増額となつたという次第でございます。また、先ほど矢嶋先生から、大蔵省が勝手に増額した、査定したという問題がござひますが、途中におきまして、文部省から復活要求がござひまして、またそのときにその数字が出された、そういう数字に基づいて査定したので、大蔵省が勝手に増額したのではありません。

○矢嶋三義君 田中会長に伺ひますが、今度、高等学校の特別奨学生一万二千人です、これは全国一律にテストを、検定試験みたいのをやって選ばれるのですか。

○参考人(田中義男君) 特別奨与奨学生は、制度創設以来、それぞれ地方におきまして同一の問題について試験をいたします。そしてその合格者を採用する、こういうことになつております。

○矢嶋三義君 実際運用の場合、各府県に大体バランスがとれるように数を配当しているんじゃないですか。

○参考人(田中義男君) これは前回も申し上げましたように、いろいろ地方

の実情等もござひますので、高等学校の生徒にまで全国に大学同様の一律の試験をし、そうしてそれに順位をつけ採用するというのが適当じゃないかな、一応の配分基準を考へまして、そうしてそれに基づいてその範囲で試験に合格した者を採用する、こういうふうにいたしておるのであります。

○矢嶋三義君 だから査定官の佐々木主計官のお考へと、実際の運用の面とはかなりずれていますよ。僕は日本育英会事務当局の運用が正しいと思う。そうでなくちゃならぬですよ。大学の特別奨学生にしても若干それに準じた運用をせざるを得ないですよ。すべきだと思ふ。極端に言つたら、八百の特別奨学生が全部東大とか、一橋の特定大学に集中するということではよろしいでしょうか。そして北海道では北海道大学が一人か二人、九州では九州大学が一人か二人、あとはみな東大、一橋大学、京都大学、そういういわゆる有名校という一部に限定される。そういうことで、そういう運用でよろしいのですかね、そういうことを考へてい

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 育英会長から説明されたようなやり方が一応妥当と思ひます。さらに改善すべき余地があるやなしやを私自身理解しかねますけれども、深く検討して改むべきは改めるといふ考え方で参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それで、佐々木さんは佐々木さんとして、主計官の見識で一つの見解を持つていふことはけっこうです。しかし私は池田内閣の方針というものは、さつき政務次官が大蔵大臣にかわつて答弁されたように、やはり幅広く広げる、教育関係を広げる。そうして決して私は佐々木さんが述べられたように、今後一般奨学生というものはできるだけ押えていって、それで特別奨学生にこの制度がいいからこれに転換していくのだ、こういうお考えでは私は池田内閣はないと思ひます。がね。文部大臣からあらためて御確認願ひたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 文部省で当初考へておりました線が常識的な線だと考へております。今後につきましても、一般奨学制度につきましても、これまで検討を要する点があるいはあるかと思ひますけれども、基本的な考え方としては、なるべく広く人材を發掘するという目的で英才を育てあげ、しかもそれは経済的条件を考へ合せて、なるべく広く野に遺賢なきを期するといふぐらゐの気持で拡充されていくべきものと心得ております。

○矢嶋三義君 では具体的に承ります。全日制の高等学校の三%、定時制高等学校の二%、この数字は実際運用してみても非常に困る、従つて、この率を上げてほしいといふのは前委員会における育英会の田中会長の答弁でありました。文部大臣もそういう認識に立つて、そういう努力をされるというお考えであられるように先般の答弁で承つていられるのでありますが、念のため承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいまお答え申し上げた通りに考へております。

○矢嶋三義君 大蔵政務次官としては同意見ですね。

○政府委員(田中茂穂君) 文部大臣の御意見を十分尊重したいと思ひます。すなわち、先ほど主計官が申しましたのは、新たに今度特別奨学制度を設けたわけでありまして、この制度がよければ、これを伸ばしていきたい、これも一つの方法であらうと思ひますが、やはり基本的には一般奨学制度というものを考えていかなくちゃならぬ。文部大臣の御意見を十分尊重し、また次年度の予算編成に当たりましては、いろいろ制度の内容等を両者で検討いたしまして、そしてこの育英制度というものを拡大していきたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 佐々木主計官にお伺いしますが、あなたは専門家としていろいろ御見解を持たれるでしょうが、大蔵大臣なり内閣の方針が出されれば、それにあまり抵抗することなく従って査定されるということは相違ないでしょうね。念のために伺っておきます。

○説明員(佐々木達夫君) もちろん私も公務員でございますから、上司の命令に従ってやりたいと思ひます。ただ一言、私見でございますがつけ加えますと、制度としてりっぱなものがあれば、それをなるべく拡充していくというのはいいか。従ひまして、理想といたしましては一〇%全部特別奨学制度に持つていくというのが、私は理想的な形態ではないかと考えております。これは私見でございますが、一言申し上げておきます。

○矢嶋三義君 そういふ私見を持つということは頼もしいと思うのですが、上司の方針には従わなければいけません。

んから、念のために申し上げておきます。政務次官がお見えになつておるときに具体的なことを承りたいのですが、ささやかなことですけれども、今度法人税法の施行規則を改正されたわけですから、それで、その減免措置というのをこの前ちょっと質疑応答しましたけれども、十分でない不満がありますけれども、前進ではあります。その場合に、この育英団体等にも適用されるわけですが、今後これをさらに拡充していただきたい要望を申し上げておくと同時に、この機会に申し上げておきますが、ささやかなことですが、神奈川県のときは寄宿舎あたりまで税金をかけているのです。これは自治体が自主的に考えてやっているのしょうけれども、やはりこういう法人税法の施行規則の改正と精神を相通するわけで、政府部内で自治省あたりと関連を持たれて、こういう寄宿舎あたりに、これは教育の場ではないというところで課税するということは、地方税との関係もありますけれども、是正していただきたいと思うのですが、御所見いかがでしょうか。

○政府委員(田中茂穂君) 法人税の問題につきましては、なおたいたいま検討いたしております。こういった学校施設に対する課税につきましても十分考慮すべき点があることも私承知いたしております。その点につきましても、今後十分検討いたしまして、御要望に沿うように善処いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 次に、佐々木主計官にささやかなことを承つておきますけれども、この特別奨学制度はだんだん浸透して参つたわけですが、非常に当座でいいけれども、厳重な検査をやるのです。僕は高等学校の仲間聞いたのですけれども、大体手続するのに二千元くらいかかるそうです。だから、もし採用されない場合は気の毒だ、というので勧められぬわけですが、だから、私はこの前、文部大臣の見解も聞いたのですが、全額そういう事務費を国費で持つというところはいかかと思ひます。すなわち、やはり当事者が手続費用を負担するということは当然だと思ひます。しかし、僕はマシマシ千円未満でなければ適當でないと思ひます。で、得べくんば五、六百円程度の負担にしてもいいと思ひます。それらの残り、差額はわずかにありますから、事務費の方で持つような予算編成をすべきではないかと思ひますが、御所見を承つておきます。

○説明員(佐々木達夫君) 特別奨学制度につきましても、非常に経費がかかるというところは私も実は初耳でございます。こういう特別奨学制度は、先ほどからも御説明ありますように、いわゆる低所得階層の子が受けるのが大部分でございますので、そういうものについて経費がかかるということは非常に問題だと思ひます。なるべく経費をからさないようにし、そして必要な経費は育英会の事務費、その他の事務費で見るといふような措置を検討していきたいと思ひます。初めて聞きましたので、今後十分検討いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 これは大蔵政務次官に伺いますが、あなたに申し上げると釈迦に説法するようになるのですけれども、今、大学を卒業するとみんな優秀なのは民間会社、続いて官庁に就職してしまふ。昔の大学院というのは優秀なものが集まつたもので、博士課程なんか。今、大学院に残る学生は、まことに失礼ながら、一流のもあるけれども二流、三流がかなりいるのです。お宅が豊かな家庭の子供が残る。そうでない場合は、条件がいいものだから民間に就職して、あるいは民間の研究機関に入るといふ条件で、あるいは外国に研究にやっていたというふうな条件でみんな逃げた行つてしまふわけ。だから、今の日本の学者、研究者は後輩の育成に非常に苦慮しているわけ。だから、大学院の修士課程と博士課程の充実というのが非常に重大な問題になっているのです。だから、私は博士課程の学生は全員国家の要請という角度から奨学生に採用するようにしたらいかかかと、こういう見解を持つてゐるのですが、いかがですか。

○政府委員(田中茂穂君) 今の大学院の学生に対する免除の問題でございますが、これは実際の研究に従事し、また、大学院を終わったあと、教育に従事する人に対しては、これを免除することになってゐることは御承知の通りでございます。博士課程の子が免除するといふ問題については……

○矢嶋三義君 免除するのじやなくて、奨学生に採用する。○政府委員(田中茂穂君) 採用するといふ問題につきましては、初めて御意見として承りましたので、一つここで即答いたすといふことはどうかと思ひますから、十分検討いたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 主計官の御見解も承つておきたいと思ひます。

○説明員(佐々木達夫君) 博士課程の問題につきましては、いろいろの問題があると思ひます。従ひまして、これを直ちに全員に対して全部奨学金を支給するといふ問題については非常に重要な問題と思ひます。ただ、先ほど田中先生からお話のありましたように、非常にこの大学院の博士課程に優秀な人がこないといふような、もうそれを通じまして大学の教授が何か不足するといふような問題もございまして、それで、その奨励策をいたしまして、今回若干でございまして、大学の博士課程の人数を増加しております。実行状況その他いろいろの調査いたしまして、逐次こういう博士課程の採用人数というものもふやしていくような方向で検討していきたいといふふうに私も考えております。

○矢嶋三義君 指摘申し上げておきますが、先般の質疑応答でわかつたのですが、博士課程に修士課程の奨学生採用率は四〇%から六〇%程度なんですね、これは少ないですよ。まあ八〇%程度いっておれば僕は質問しない。しかし、四〇%なんていうのは……これが修士課程です、博士課程六五%というのです。これでは国家の要請に即応できぬと思ひます。これはさらに御研究を御要望申し上げておきます。あと私二問ありますけれども、大蔵省関係のは終わりましたので、委員長のお許しがあったらば御退場願つてけつこうでございます。

何って、御研究と善処方を大臣にもあなにも御要望申し上げたわけですが、あなたから後に数字を当たってみましたが、もし当たって何らかの数字をつかみ得たならばお聞かせおき願いたいと思ひますし、まだ当たってなければ当たらないということでお答えいたしたいと思ひます。

○参考人(田中義男君) 実はいろいろ御熱心なお話もございましたので、私帰りまして直ちに資料等について調べてみました。ただ、手元にある資料できわめて貧弱なものでございましたが、先般も申しましたように、あのころにいられておる表につきまして、大体各団体等きわめて小範囲ですけれども、調べたものを持っておりましたので、それを見ましたが、私の方の職員については、大学卒初任給一万二千円、その他諸手当を入れますと一万四千円程度になっております。これは文部省関係の団体としては最も最高位にございまして、ただ、他の官庁、特に産業商工関係の外郭団体等に比べますと、先般も申しましたように、二千円、それ以上も低くはございますが、しかし、また非常にわれわれ以上に低いところも相当数ございまして、大体私どものところが中位じゃないかと、これはほんとうに手元にある資料でございまして、さように見ております。

○矢嶋三義君 文部大臣、何っておきませんがね、詳細についてはあらためて研究した後に伺ひますが、伺っておきたい点は、文部省関係の外郭団体は大体私はベイスは同じであつてほしいのでございまして。あるべきだと思ふ。たとえば、文部省の局長あるいは課長が

外郭団体に行かれた。Aに行く場合とBに行く場合とで非常に差があるという事であれば、やはり思ひにくいです。ましてや若い方々にとっては重要なことですよ。大体、文部省の外郭団体は同じである。そうしてさらに他の省庁の外郭団体と文部省の外郭団体も全く同じにしないという事は言ひません。それは私は無理のある面も出てくると思う。金融界等の関係もありまして。しかし、できるだけその幅を縮めていくようにすべきものだと思ふのですが、御所見を承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 勤労者の給与をよくするという事は一般的に問題として当然努力されるべきことと思ひます。何を目標に行かなくてはならないか、御指摘のようになかなかむづかしいことではあります。歩み一歩充実する方向をたどらしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 パランスの問題については、どういふ見解を持っておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これまたそれぞれ使命がありましようし、実態が違ふこともありましようし、画一的に同じでなければならぬ筋合いとは思ひません。それぞれ納得のいくものは何かという事をまず発見して、それを目標に努力すべきものかと思ひます。

○矢嶋三義君 この点もう少し追及したいところがありますが、時間ですから最後に言つておきたい。大臣に念のため伺ひます。大学卒業者が幼稚園、養護学校に職員として就職した場合に免除になるものでありますか、ならぬのでありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 養護学校の場合は含まれておるはずでございませう。幼稚園が除かれておりますが、これは先日もお答え申し上げましたように、幼稚園の制度そのものが、まだ未熟と申してどうかと思ひますが、制度的に安定する状態にまで来ていない。ことにまた、従つて幼稚園に勤めておる先生方の立場が安定した職場でないというやうな状況と思ひますが、従つて幼稚園制度そのものをまずもつて充実し、安定させ、しかる上で考えるべき課題かと思つて、今回はそこまでするまいと思ひます。

○矢嶋三義君 続いて念のため伺ひますが、大学院を終えられた方が小学校、中学校、養護学校に勤める場合に免除になるものでありますか、ならないのでありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 免除にならないと承知しております。

○矢嶋三義君 大学の卒業生が幼稚園へ就職した場合に、幼稚園は義務制でない、安定してないという理由で除外するということですが、大学院を卒業された方が安定している小学校、中学校、養護学校の教育の場に就職された場合、自分は大学院を出たけれども、小学校教育が重要な、小学校教育に興味があると言つて就職された場合に免除にならない理由は、どういふ根拠があるものでございませうか、免除すべきではないでございませうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 小中学校に就職するといふケースが事実上ほとんどないといふことからいたしまして、実際問題として、そこまで拡大する措置を講ずる必要性を認めなかつた

申し上ぐべきかと思ひます。

○矢嶋三義君 ということは、大学院を出たけれども、養護学校あるいは小中学校の教育の重要性を認識し、興味があるといふので就職するやうな該当者があれば免除してしかるべきだ、こゝういふ御見解ですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今申し上げたやうなことでございまして、一面、大学院は學術の研究者になるといふ建前のものでもございまして、従つて建前論から申し上げると、お示しのような機会は一応あり得ない。きわめて例外的なことではございませうが、本則的なことを拡大し、法律改正をしようとする趣旨からいささか縁が遠いものとして、今申し上げたやうに処置したわけではございませう。

○矢嶋三義君 押し問答はしません。私は筋が通らぬと思ふのです。大学院で学んできたのをきわめた人が、自分は教育学に非常に興味を持つていて、専攻したといふので小学校、中学校、養護学校の先生になる。けつこうなことじゃないですか。そういう人があつた場合に歓迎していいじゃないですか。ある教育学者によると、小学校はどその勉強を時間的にも内容的にもたつぷりやつた人が教育者になるのが適当だと、専門的な立場からさういふ論文を書いておる人がたくさんある。これは御承知の通りです。大学院を終えた人が小学校、中学校、養護学校に行った場合には免除しない。しかし大学を卒業した人が小学校、中学校、養護学校に行った場合には免除するといふのは筋が通らぬと思ふのですが、これは十分にお考えになられな

かつたのではないかと、かように思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほどお答え申し上げた通りでございまして、大学院の課程を経た人が、お示しのやうな職場につくことそれ自体むづかしいことではないに、歓迎すべきことであることは間違いないと思ひます。思ひますけれども、制度的に考えますれば、これはもうレア・ケースであつて通常はあり得ないといふ考え方から、先ほど御説明したやうなことにいたしました次第でございまして、なおまたその考え方、しさいにつきては、要すれば説明員から補足させていただきます。

○説明員(西田龜久夫君) 現在の免除制度がございまして、大学院卒業生の実態についてもいろいろ検討いたしまして、お話しのように、教育心理関係の専攻の大学院の学生が、ある期間現場の實際教育を担当して、そうして自分の學術研究の實際的な経験を得たといふやうな場合があるといふことを考えまして、現在、政令では大学院を卒業いたしましたものが小中学校の教師になりました場合には、五カ年間は現場で實際の研究をなさるといふことは、これは制度上これを認めていこう。しかし、大学院奨学金の根本的な目的が學術研究者になられることを期待いたしておりますので、そのやうな研究の後に、やはり正規の學術研究職に戻つてこられることを期待いたしまして五カ年間の免除期間の猶予をいたしておる、こゝういふように考えております。

○委員長(平林剛君) 他に御質疑がなければ、本案に関する質疑は本日のと

ころこの程度といたし、散会いたします。

午後四時三十八分散会

四月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

第四条中「並びに大学の学部及び大学院」を「大学の学部及び大学院並びに高等専門学校の学科」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節 高等専門学校

第七十条の二 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第七十条の三 高等専門学校には、工業に関する学科を置く。

前項の学科に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第七十条の四 高等専門学校の修業年限は、五年とする。

第七十条の五 高等専門学校に入学

することのできる者は、第四十七条に規定する者とする。

第七十条の六 高等専門学校には、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

教授及び助教授は、学生を教授する。

助手は、教授又は助教授の職務を助ける。

講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第七十条の七 高等専門学校の設置の認可に関しては、監督庁は、高等専門学校審議会に諮問しなければならない。

高等専門学校審議会に関する事項は、政令でこれを定める。

第七十条の八 高等専門学校を卒業した者は、監督庁の定めるところにより、大学に編入することができ。

第七十条の九 第二十八条第六項、第四十九条、第五十条第三項、第六十四条、第六十八条の二及び第六十九条の規定は、高等専門学校に、これを準用する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(高等専門学校の設置)
第二条 高等専門学校は、昭和三十七年四月一日前には、設置することができない。ただし、同日前に

その設置のため必要な手続その他の行為をすることを妨げない。

(名称)
第三条 この法律の施行の際、現にその名称中に高等専門学校という文字を用いている各種学校その他

の教育施設は、同法第八十三条第二項の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

第十八号)の一部を次のように改正する。

第十号第五項第三号中「旧専門学校令」を「学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令」に、「これ」を「これら」に、「若しくは」を「又は」に改める。

(職業安定法の一部改正)
第四条 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三号の二第一項中「大学」の下に「高等専門学校」を加え、同条第二項中「大学の長の下に」高等専門学校の長」を加える。

(公認会計士法の一部改正)
第五条 公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七号第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第九号第一号から第三号まで中「学校教育法による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(日本学術会議法の一部改正)
第六号 日本学術会議法(昭和二十三年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七号第一項第二号中「学校教育法第九号第一項の大学」の下に「同法による高等専門学校」を加える。

(旅館業法の一部改正)
第七号 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三号第三項中「その他の国立

学校」の下に「又は公立若しくは私立の高等専門学校」を、「校長」の下に「高等専門学校以外の」を、「教育委員会」の下に「高等専門学校以外の」を加える。

(少年院法の一部改正)
第八号 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四号第一項第二号中「又は大学」を「大学又は高等専門学校」に改める。

(消防法の一部改正)
第九号 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三号の三第三項第一号中「若しくは短期大学」を「短期大学若しくは高等専門学校」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)
第十号 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三号の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

附則第三十二号第二項第一号中「講師又は助手」を「講師若しくは助手又は公立の高等専門学校の校長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師若しくは助手」に改める。

(鉱山保安法の一部改正)
第十一号 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十号第一項第一号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(建設業法の一部改正)
第十二条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「旧専門学校令(明治三十六年勅令第六一号)による専門学校又は旧大学令(大正七年勅令第百八十八号)による大学を含む。」を「旧大学令(大正七年勅令第百八十八号)による大学を含む。以下同じ。」若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六一号)による専門学校を含む。)に改め、同条第二項第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十七条の二第一項第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(文部省設置法の一部改正)

第十三条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二号中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 「高等専門教育」とは、高等専門学校における教育をいう。

第五条第一項第十七号中「大学の設置及び」を「大学及び高等専門学校」の設置並びにに改め、同条同項第十八号及び第二十三号中「大学」の下に「高等専門学校」を加え、同条同項第三十一号中「及び大学」を「並びに大学及び高等専門学校」に改める。第九号第一号中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加え、同条第二

号中「国立大学及びこれに附置する学校」を「国立大学及び国立高等専門学校並びに国立大学に附置する学校」に改め、同条第三号中「大学教育及び」の下に「高等専門教育並びに」を加え、同条第四号及び第五号中「大学教育」の下に「及び高等専門教育」を加え、同条第十二号中「大学教育」を「大学及び高等専門学校の教授」を「大学及び高等専門学校の教授」に改め、同条第十六号中「大学」の下に「高等専門学校」を加え、同条第十八号中「大学教育及び」の下に「高等専門教育並びに」を加える。

授に改め、同条第十六号中「大学」の下に「高等専門学校」を加え、同条第十八号中「大学教育及び」の下に「高等専門教育並びに」を加える。

第十三条第一項第一号中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

第二十七条第一項の表中

大学設置審議会

大学設置審議会 文部大臣の諮問に依りて大学設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること。

高等専門学校審議会 文部大臣の諮問に依りて高等専門学校設置に関する事項及び私立高等専門学校に設置する学校法人に關し私立学校法に規定する事項を調査審議すること。

(教育職員免許法の一部改正)

第十四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書中「修得しない者」の下に「又は高等専門学校を卒業しない者」を加える。

(測量法の一部改正)

第十五条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一号中「認定した大学」の下に「(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第百八十八号)による大学を含む。)」を加え、同条第二号中「専門学校」を「短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)」に改める。

文部大臣の諮問に依りて大学設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること。

文部大臣の諮問に依りて高等専門学校設置に関する事項及び私立高等専門学校に設置する学校法人に關し私立学校法に規定する事項を調査審議すること。

第五十一条第一号中「認定した大学」の下に「(短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。)」を加え、同条第二号中「専門学校」を「短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第十六条 社会教育法(昭和二十四年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第九号の四第一号中「六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し」に改める。

第四十七号の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。第四十八号第二項中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。(私立学校法の一部改正)

年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校

三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人

五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校とをあわせて設置する学校法人

第五十一条第一号中「大学院、盲学校」を「大学院、高等専門学校の学科並びに盲学校」に改める。

第七号中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第八条の見出し中「又は私立大学審議会」を「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に改め、同条第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加え、同条に次の一項を加える。

3 文部大臣は、私立高等専門学校について、第五号各号に掲げる事項を行なう場合において、あらかじめ、学校教育法第七十条の七第一項の高等専門学校審議会(以下高等専門学校学校審議会)

議会という。)の意見を聞かなければならない。

第九条第二項及び第十一條第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第二十六條第二項及び第三十一條第二項中「又は私立大学審議会」を「私立大学審議会又は高等専門学校学校審議会」に改める。

第三十條第一項第三号中「大学院」の下に「学科」を加える。

第五十九條第六項中「又は私立大学審議会」を「私立大学審議会又は高等専門学校学校審議会」に改め、若しくは私立大学審議会を「私立大学審議会若しくは高等専門学校学校審議会」に改める。

第六十四條第一項後段を次のように改める。

この場合において、第四号中「前号に掲げる私立学校以外の学校」若しくは「第二号に掲げる私立学校」とあり、又は第八條第一項中「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

(図書館法の一部改正)

第十八條 図書館法(昭和二十五年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「大学」の下に「又は高等専門学校」を加え、同項第三号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加え、同条第二項第二号中「卒業した者」の下に「又は高等専門学校第三学年を修了した者」を加える。

第十三条第三項中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(建築士法の一部改正)

第十九条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「短期大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十五条第一号中「学校教育法による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第二十条 積雪寒冷地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十七号中「又は」による大学若しくは高等専門学校学校又はに改める。

第二十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第三号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学」の下に「又は高等専門学校」を加える。

(産業教育振興法の一部改正)

第二十二條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は大学」を「大学又は高等専門学校」に改める。

第十五条第二項第一号中「又は短期大学」を「短期大学又は高等専門学校」に改め、「短期大学」の

下に「又は高等専門学校」を加える。

(税理士法の一部改正)

第二十三条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第九号中「規定による大学」の下に「高等専門学校」を加える。

(特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正)

第二十四条 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号中「又は」による大学若しくは高等専門学校学校又はに改める。

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第二十五条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「又は」による大学若しくは高等専門学校学校又はに改める。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)

第二十六条 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「若しくは大学」を「大学若しくは高等専門学校学校」に改め、同条第三項中「又は大学」の下に「若しくは高等専門学校学校」を「その者が引き続き大学」

の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第四條第七号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十条の二第二項第二号中「若しくは大学」を「大学若しくは高等専門学校」に改める。

(湿地単作地帯農業改良促進法の一部改正)

第二十七条 湿地単作地帯農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号中「又は」による大学若しくは高等専門学校学校又はに改める。

(海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第二十八条 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十号中「又は」による大学若しくは高等専門学校学校又はに改める。

(畑地農業改良促進法の一部改正)

第二十九条 畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十号中「又は」による大学若しくは高等専門学校学校又はに改める。

(青年学級振興法の一部改正)

第三十条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「修得し」の下に「又は高等専門学校を卒業し」を加える。

第二十条第二項第一号中「卒業し」の下に「又は高等専門学校第三学年を修了し」を加える。

(技術士法の一部改正)

第三十一条 技術士法(昭和三十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「(短期大学を除く)」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正)

第三十二条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

第二条第三項中「又は」を「若しくは高等専門学校又は」に改め、同条第五項中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加え、同条第六項中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

(国民年金法の一部改正)

第三十三条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第八号にハとして次のように加える。

ハ 学校教育法第七十條の二に規定する高等専門学校及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの。

附則 この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第号)の施行の日から施行する。

ただし、第十二條の規定は、建設法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第号)の施行の日から施行する。

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(衆)(予備審査のための付託は二月二十八日)